

今後の阪南市立学校のあり方について  
中間報告書  
(第2ターム・ハード面)

令和5年11月

阪南市立学校のあり方検討委員会



～ 目 次 ～

はじめに	P 1
I. 諮問・検討経過・今後の予定	P 2
II. ハード面についての検討	
1. 施設の老朽化等について	P 4
(1) 市が保有する公共施設	
(2) 教育施設の状況	
(3) 安全・安心で質の高い学校施設整備	
(4) 主な意見等	
2. 防災機能について	P 13
(1) 小中学校の防災機能の状況	
(2) 文部科学省が示す学校が避難所として求められる防災機能	
(3) 教育環境の視点による防災機能	
(4) 主な意見等	
3. 学校の跡地の取扱いについて	P 19
(1) 概要（背景・経過）	
(2) 検討の際の留意事項	
(3) 主な意見等	
4. 校区と通学について	P 22
(1) 概要（背景・経過）	
(2) 主な意見等	

5. 留守家庭児童会について . . . . .	P 2 7
(1) 留守家庭児童会の概要	
(2) 入会児童数等の推移	
(3) 入会児童数等の推計	
(4) 主な意見等	
6. 財政について . . . . .	P 3 6
(1) 本市の財政状況及び行財政構造改革	
(2) 建物別劣化状況結果に基づく学校別健全度と今後の維持・更新コスト	
(3) 国の交付金と財産処分	
(4) 主な意見等	
Ⅲ. まとめ . . . . .	P 4 4

## 参考資料

**参考資料 1**      阪南市立学校のあり方検討委員会条例

**参考資料 2**      阪南市立学校のあり方検討委員会条例施行規則

**参考資料 3**      阪南市立学校のあり方検討委員会委員名簿

**参考資料 4**      諮問

## はじめに

阪南市の小中学校については、より良い教育環境をめざし、平成18年11月策定の「阪南市立小中学校及び幼稚園の整理統合整備計画」に基づき、学校規模の適正化や施設改修などの教育環境の改善に取り組んでこられました。

小学校については、平成29年4月に東鳥取小学校と波太小学校の統合、中学校については令和2年4月に鳥取中学校と尾崎中学校の統合をもって、小中学校における計画の全てを完了されています。

一方で、想定以上の少子化の進行により、すでに適正規模に満たない学校があり、統合と合わせて行った施設改修についても、新耐震基準の建物を中心に老朽化対策が必要となっており、社会全体が急速に変化する中、子どもを取り巻く教育環境も大きく変化し、多くの教育課題が山積している状況にあります。

本検討委員会では教育委員会からの諮問を受け、一定規模の児童生徒集団を確保し、バランスのとれた教職員集団を配置するなど、これまでの取組を踏まえながら、阪南市の小中学校が抱える課題を整理したうえで、新たな整理統合・整備計画策定のための、今後の小中学校のあり方について検討しています。

今回は、令和5年2月のソフト面に関する中間報告書に引き続き、ハード面に関する意見等を集約し、中間報告として取りまとめました。

阪南市立学校のあり方検討委員会

# I. 諮問・検討経過・今後の予定

## 1. 諮問

### (1) 諮問事項

- ①これからの時代に即した本市がめざすべき教育のあり方について
- ②今後の児童生徒数の状況、地理的条件および地方交付税の算定基準等を踏まえた本市がめざすべき教育にふさわしい学校数と配置について
- ③前号に掲げるもののほか、阪南市立学校の小中学校のあり方の検討を進めるため、重要と認める事項

(参考資料：諮問書)

## 2. 検討経過

### (1) 第1ターム（ソフト面についての検討）

#### ●令和4年3月から（第1回～第4回）

小中一貫教育、学校と地域、学校選択制、支援教育、  
少人数学級、新しい時代に求められる教育について

第1回：令和4年 3月24日（木）

第2回：令和4年 7月12日（火）

第3回：令和4年10月17日（月）

第4回：令和5年 1月16日（月）

中間報告：令和5年 2月15日

### (2) 第2ターム（ハード面についての検討）

#### ●令和5年4月から（第5回～第7回）

施設の老朽化等、防災機能、学校の跡地の取扱い、校区と通学、  
留守家庭児童会、財政

第5回：令和5年 5月11日（水）

第6回：令和5年 8月 8日（火）

第7回：令和5年11月15日（水）

### 3. 今後の予定

#### (1) 第3ターム（今後の学校のあり方について）

- 令和6年1月から（第8回～）

ソフト面とハード面の議論を踏まえた更なる検討

答申

## Ⅱ. ハード面についての検討

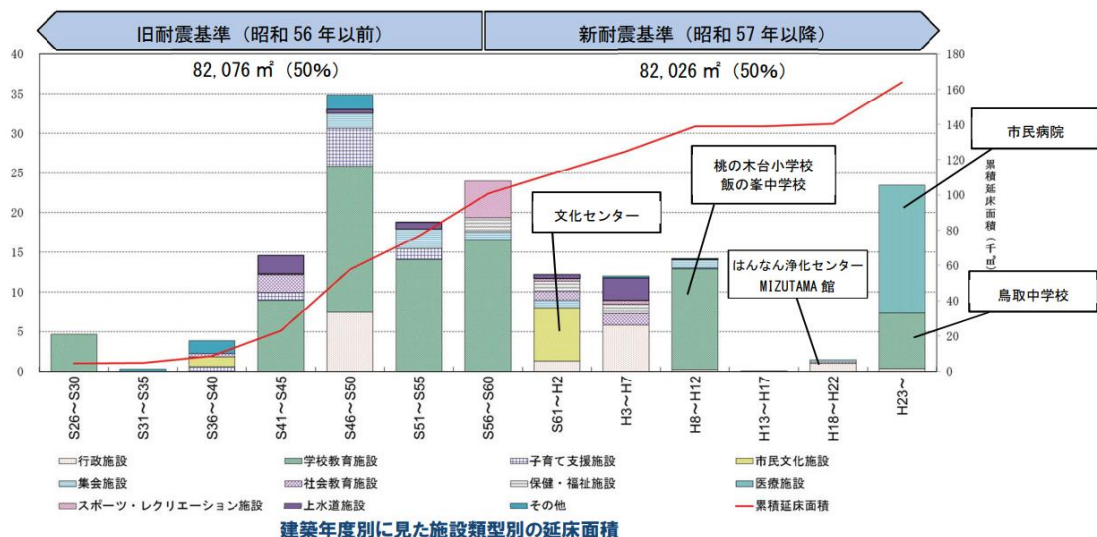
### 1. 施設の老朽化等について

#### (1) 市が保有する公共施設

阪南市公共施設等総合管理計画（以下「施設等管理計画」という。）によると、市が保有する公共施設は平成28年2月の計画策定時には155施設あり延床面積の合計は約16.4万㎡で、そのうち小中学校等の学校教育施設が約50%を占めていました。

その後の小中学校の整理統合などの取組により、令和4年3月の改訂版では、市が保有する公共施設は120施設で延床面積の合計は約16.2万㎡で、学校教育施設が占める割合は約44%となりました。

一方で、その後の人口減少により市民一人あたりの延べ床面積は2.91㎡/人から3.14㎡/人に増加しており、今後の公共施設の老朽化などによる多額の維持更新費用及び人口減少による市税収入の減少や少子高齢化の進展に伴う義務的経費の増加など、今後の厳しい財政状況を踏まえ、市が保有する施設の総延床面積を令和27年度までに32%削減から40%以上削減することに目標値を改めています。

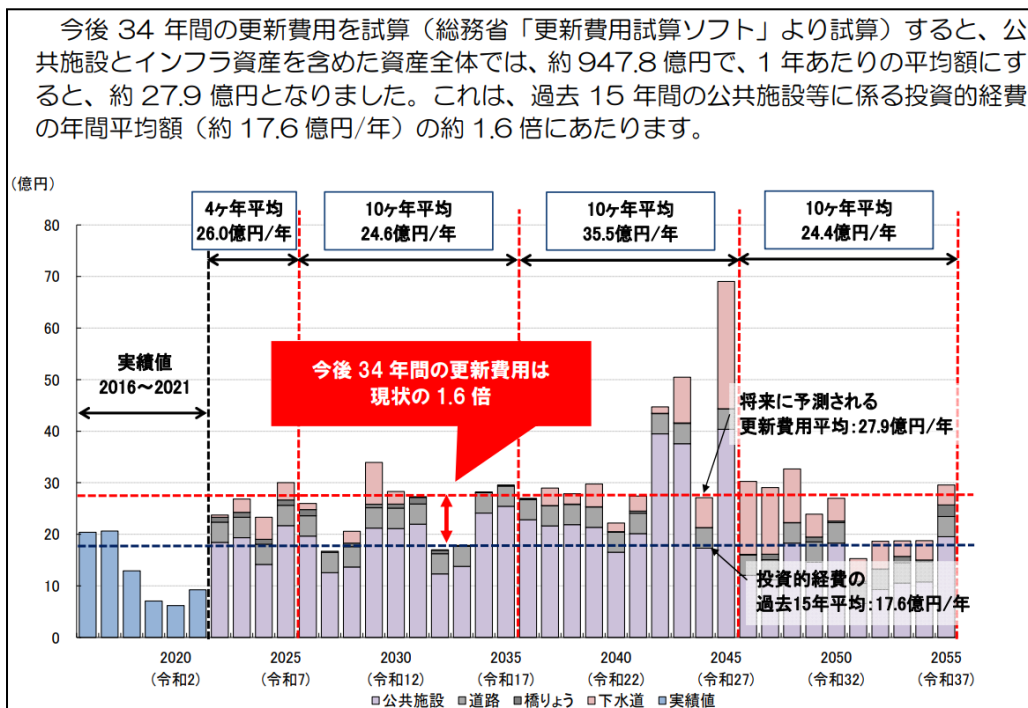


分類別施設数及び延床面積の割合

(阪南市公共施設等総合管理計画改訂版 P13 より)



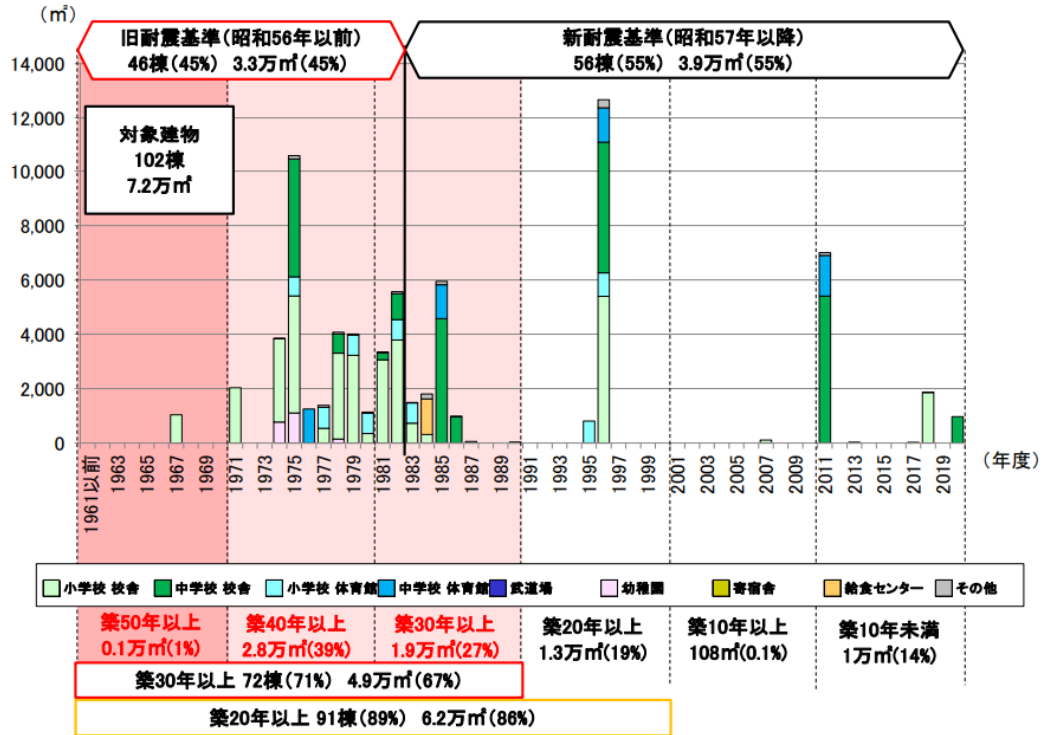
大分類	主な施設	施設数 (箇所)		延床面積 (㎡)	
行政施設	市役所、市役所分館（おざき出会い館内）、清掃庁舎、はんなん浄化センターMIZUTAMA館、消防団分団庫（第1、第2、第3、第4、第5）	10	8.3%	14,320	8.8%
学校教育施設	尾崎小学校、西鳥取小学校、東鳥取小学校、舞小学校、朝日小学校、上荘小学校、下荘小学校、桃の木台小学校、鳥取中学校、貝掛中学校、鳥取東中学校、飯の峯中学校、学校給食センター	13	10.8%	70,487	43.6%
子育て支援施設	はあとり幼稚園、まい幼稚園、石田保育所、下荘保育所、子育て総合支援センター、留守家庭児童会	13	10.8%	5,968	3.7%
市民文化施設	地域交流館、文化センター	2	1.7%	8,003	4.9%
集会施設	鳥取住民センター、他 42 住民センター	43	35.8%	8,091	5.0%
社会教育施設	尾崎公民館、東鳥取公民館、西鳥取公民館、図書館、歴史資料展示室	5	4.2%	5,704	3.5%
保健・福祉施設	いきいき交流センター、さつき園・まつき園、たんぼぼ園、保健センター	4	3.3%	4,266	2.6%
医療施設	阪南市民病院	1	0.8%	16,161	10.0%
スポーツ・レクリエーション施設	総合体育館、桑畑総合グラウンド、桜の園、尾崎プール、東鳥取プール、下荘プール、中央プール、和泉鳥取プール、上荘プール	9	7.5%	5,537	3.4%
その他	旧下荘小学校、旧尾崎中学校、あたごプラザ、旧はつめ幼稚園、旧尾崎公民館、泉南阪南共立火葬場、わんぱく王国管理棟、箱作公園、倉庫、駐輪場、旧東鳥取小学校、旧朝日小学校山中分校、旧尾崎幼稚園、旧朝日幼稚園、旧尾崎保育所	20	16.7%	23,547	14.6%
合計		120	100.0%	162,084	100.0%



## (2) 教育施設の状況

### a. 築年別整備状況

本市の学校施設を建築年度別に見ると、築30年以上経過している建物が延床面積比で67%、施設(棟数)では全体の71%を占めています。



### 小中学校別の建物の状況

No.	学校名	保有面積	建 物				
			給水	排水	電気	ガス	
1	尾崎小学校	4,392	受・P	公共	高圧受電	LPG	外壁
2	西鳥取小学校	3,911	受・高	公共	高圧受電	LPG	老朽化(築年数)
3	下荘小学校	4,595	受・P	浄化槽	高圧受電	LPG	
4	東鳥取小学校	6,250	受・P	公共(府)P	高圧受電	LPG	汚水ポンプアップ(東鳥取住宅経由)
5	舞小学校	6,044	受・P	浄化槽	高圧受電	都市ガス	体育館トイレ、まい幼へ給水
6	朝日小学校	4,048	受・P	浄化槽	高圧受電	LPG	旧朝日幼排水
7	上荘小学校	3,931	受・P	公共P	高圧受電	LPG	体育館トイレ、汚水ポンプアップ
8	桃の木台小学校	6,393	受・P	公共	高圧受電	都市ガス	トイレ洋式化、老朽化(1次)
9	鳥取中学校	7,974	受・P	公共P	高圧受電	LPG	汚水ポンプアップ
10	貝掛中学校	8,155	受2・P	浄化槽	高圧受電	LPG	給水ポンプアップ
11	鳥取東中学校	6,544	受・高	浄化槽	高圧受電	LPG	老朽化(1次)
12	飯の峯中学校	6,279	受・高	公共	高圧受電	都市ガス	トイレ洋式化、老朽化(1次)
13	目下小、目梨小、旧分校、旧南中、萩原C	1,489					
	<b>計</b>	<b>70,005</b>					

※上記の建物面積は、施設台帳による保有面積。

上記の保有面積には、各中学校の部室と鳥取中学校の武道場(426㎡)は含まれていない。

### c. 各学校の建物別の校舎等劣化状況

学校施設の長寿命化計画の策定にあたり、各学校の建物単位で構造躯体の健全性や建物の築年数、構造躯体以外の劣化状況等を評価しています。

阪南市立小中学校の校舎及び屋内運動場の構造躯体については、耐震補強等を実施すること、耐震基準を満たしています。また、構造躯体以外の劣化状況等の評価結果については、次のとおりです。

#### 構造躯体以外の劣化状況等の評価結果

: 築50年以上   
   : 築30年以上   
  A  : 概ね良好   
  C  : 広範囲に劣化  
 B  : 部分的に劣化   
 D  : 早急に対応

建物基本情報										劣化状況評価					
通し番号	施設名	建物名	棟番号	用途区分		延床面積 (㎡)	築年数		屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度 (100点満点)	
				建物用途	構造		階数	和暦							築年数
1	尾崎小学校	教室棟	1-1・2	校舎	RC	3	1,803	S54	41	A	B-	B	B	B	71
2	尾崎小学校	体育器具庫	2	その他	S	1	32	S54	41	D	D	C	C	C	29
3	尾崎小学校	LPG庫	3	その他	S	1	10	S54	41	D	C	C	C	C	37
4	尾崎小学校	屋内運動場	4	体育館	RC	2	748	S55	40	B-	B-	B-	C	B	55
5	尾崎小学校	教室棟	5	校舎	RC	2	381	S58	37	B	B-	B	B	B	69
6	尾崎小学校	管理棟	7	校舎	RC	3	1,418	S54	41	B	B	B	B	B	75
7	西島取小学校	教室棟	4-1	校舎	RC	3	1,032	S42	53	A-	B-	D	D	D	29
8	西島取小学校	管理棟	4-2	校舎	RC	3	243	S46	49	A-	B	D	D	D	35
9	西島取小学校	教室棟	5	校舎	RC	3	1,791	S46	49	A-	B-	D	C	D	33
10	西島取小学校	倉庫	7	その他	S	1	39	S59	36	B	B	B	B	B	75
11	西島取小学校	屋内運動場	8	体育館	RC	2	806	H7	25	B	B	B	B	B	75
12	下荘小学校	教室棟	1	校舎	RC	3	1,341	S57	38	A	B	B	B	B	77
13	下荘小学校	倉庫	2	その他	S	1	32	S57	38	B	C	B	B	B	65
14	下荘小学校	ポンプ室	3	その他	S	1	15	S57	38	C	B	B	B	B	72
15	下荘小学校	屋内運動場	4	体育館	RC	2	749	S58	37	A	B	B-	C	B	65
16	下荘小学校	倉庫	5	その他	S	1	10	S62	33	A	C	B	B	B	67
17	下荘小学校	教室棟	6	校舎	RC	3	1,390	S57	38	B	B	B	B	B	75
18	下荘小学校	管理棟	7	校舎	RC	3	1,058	S57	38	A	B	B	B	B	77
19	東島取小学校	教室棟管理棟	1-1	校舎	RC	3	3,064	S49	46	A	A-	A-	A-	A-	86
20	東島取小学校	教室棟	1-2	校舎	RC	3	558	S53	42	A-	A-	A-	A	A	89
21	東島取小学校	屋内運動場	2	体育館	RC	2	708	S50	45	A	B	C	C	C	55
22	東島取小学校	倉庫	3	その他	S	1	18	S50	45	C	B	C	C	C	50
23	東島取小学校	油庫	5	その他	S	1	9	S49	46	B	B	C	C	C	53
24	東島取小学校	プロパン庫	6	その他	S	1	8	S49	46	A	B	C	C	C	55
25	東島取小学校	倉庫	9	その他	RC	1	24	H29	3	A	A	A	A	A	100
26	東島取小学校	教室棟	10	校舎	RC	3	1,860	H30	2	A	C	A	A	A	83
27	東島取小学校	プロパン庫	11	その他	S	1	1	H30	2	A	A	A	A	A	100
28	舞小学校	教室棟	1	校舎	RC	3	1,372	S50	45	A	B	C	C	C	55
29	舞小学校	屋内運動場	3	体育館	RC	2	776	S52	43	B	B	C	C	C	53
30	舞小学校	教室棟	5-1	校舎	RC	3	538	S52	43	A	B	C	C	C	55
31	舞小学校	教室棟管理棟	5-2	校舎	RC	3	2,931	S50	45	A-	B	C	C	C	54
32	舞小学校	倉庫	6	その他	S	1	32	S55	40	A	B	C	C	C	55
33	舞小学校	倉庫	7	その他	S	1	49	S62	33	B	B	B	B	B	75
34	舞小学校	教室棟	8	校舎	RC	3	346	S58	37	A	B	C	C	C	55

構造躯体以外の劣化状況等の評価結果

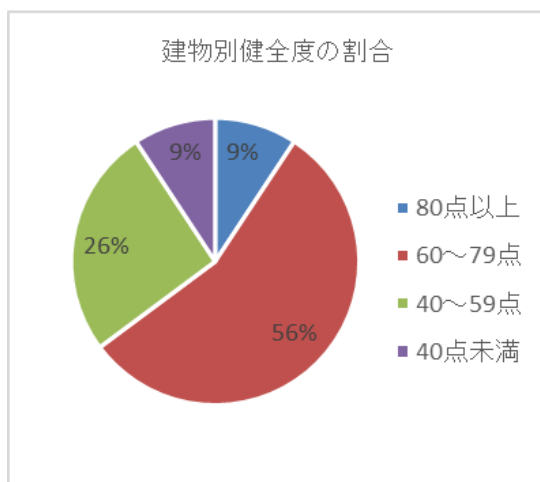
  : 築50年以上   
   : 築30年以上   
 A : 概ね良好   
 C : 広範囲に劣化  
B : 部分的に劣化   
D : 早急に対応

建物基本情報										劣化状況評価					
通し 番号	施設名	建物名	棟番号	用途区分	構造	階数	延床 面積 (㎡)	建築年		屋根・ 屋上	外壁	内部 仕上	電気 設備	機械 設備	健全度 (100点 満点)
				建物用途				和暦	築年数						
35	朝日小学校	教室棟	1-1・2	校舎	RC	3	1,268	S53	42	A-	B	B	B	C	72
36	朝日小学校	プロパン庫	2	その他	S	1	9	S53	42	C	B	C	C	C	50
37	朝日小学校	倉庫	3	その他	S	1	32	S53	42	B	B	B	B	B	75
38	朝日小学校	屋内運動場	4	体育館	RC	2	747	S54	41	A-	B	B-	C	C	60
39	朝日小学校	教室棟管理棟	5-1	校舎	RC	3	1,333	S53	42	A-	B	B	B	C	72
40	朝日小学校	教室棟	5-2	校舎	RC	2	347	S55	40	A	A-	B	B	C	76
41	朝日小学校	教室棟	7	校舎	RC	2	312	S59	36	A	A-	B	B	C	76
42	上荘小学校	教室棟管理棟	1	校舎	RC	3	2,020	S56	39	A-	B	B-	B-	B-	63
43	上荘小学校	油庫	3	その他	S	1	14	S56	39	C	B	B	B	B	72
44	上荘小学校	屋内運動場	6	体育館	RC	2	751	S57	38	B-	B-	B-	C	B-	53
45	上荘小学校	教室棟	8	校舎	RC	3	1,038	S56	39	A	B	B-	C	B-	63
46	上荘小学校	教室棟	9	校舎	S	1	108	H19	13	B	B	B	B	B	75
47	桃の木台小学校	教室棟	1-1・2・3	校舎	RC	2	3,158	H8	24	B	C	B	B	B	65
48	桃の木台小学校	屋内運動場	2	体育館	RC	2	858	H8	24	B	B	B	B	B	75
49	桃の木台小学校	倉庫	3	その他	RC	1	108	H8	24	A	C	B	B	B	67
50	桃の木台小学校	教室棟	4	校舎	RC	2	670	H8	24	B	B-	A-	B	B	73
51	桃の木台小学校	教室棟	5	校舎	RC	2	811	H8	24	B	B-	B	B	B	69
52	桃の木台小学校	渡り廊下	6	その他	RC	1	30	H8	24	B	B	B	B	B	75
53	桃の木台小学校	教室棟	7-1	校舎	RC	2	262	H8	24	B	B	B	B	B	75
54	桃の木台小学校	教室棟	7-2	校舎	RC	2	496	H8	24	B	B	B	B	B	75
55	鳥取中学校	教室棟管理棟	10	校舎	RC	3	5,402	H23	9	A	B	A-	A-	A-	83
56	鳥取中学校	屋内運動場	11	体育館	RC	2	1,497	H23	9	A	B	A-	C	A-	77
57	鳥取中学校	部室	12	その他	RC	1	56	H23	9	A	B	A	A	A	93
58	鳥取中学校	倉庫	13	その他	RC	1	38	H23	9	B	B	A	A	A	91
59	鳥取中学校	倉庫	14	その他	RC	1	9	H23	9	A	B	A	A	A	93
60	鳥取中学校	教室棟	15・16	校舎	RC	2	971	R2	0	A	A	A	A	A	100
61	貝掛中学校	教室棟	1-1・2・3	校舎	RC	3	1,816	S50	45	A	A-	C	C	C	58
62	貝掛中学校	教室棟	1-4	校舎	RC	2	266	S56	39	A	A	C	C	C	62
63	貝掛中学校	部室	2	その他	S	1	82	S50	45	B	C	C	C	C	43
64	貝掛中学校	倉庫	3	その他	S	1	17	S50	45	A	B	C	C	C	55
65	貝掛中学校	屋内運動場	5	体育館	RC	2	1,247	S51	44	A-	A-	C	C	C	57
66	貝掛中学校	教室棟	7-1・3・4	校舎	RC	3	704	S53	42	A	A-	C	C	C	58
67	貝掛中学校	下足室	7-2	その他	S	1	28	S53	42	A	A	C	C	C	62
68	貝掛中学校	倉庫	8	その他	S	1	68	S52	43	D	D	C	C	C	29
69	貝掛中学校	屋外トイレ	9	その他	S	1	7	S55	40	B	B	C	C	C	53
70	貝掛中学校	教室棟	10	校舎	RC	3	953	S57	38	B-	C	C	C	C	41
71	貝掛中学校	下足室	12	その他	S	1	27	S57	38	A	B	B	B	B	77
72	貝掛中学校	教室棟	13	校舎	RC	3	388	S61	34	A	B	B	B	B	77
73	貝掛中学校	下足室	14	その他	S	1	34	S61	34	B	B	B	B	B	75
74	貝掛中学校	教室棟	15	校舎	RC	3	571	S50	45	B	B	B	B	B	75
75	貝掛中学校	管理棟	16-1	校舎	RC	3	1,357	S50	45	B	B	B	B	B	75
76	貝掛中学校	管理棟	16-2	校舎	RC	3	590	S50	45	B	B	B	B	B	75

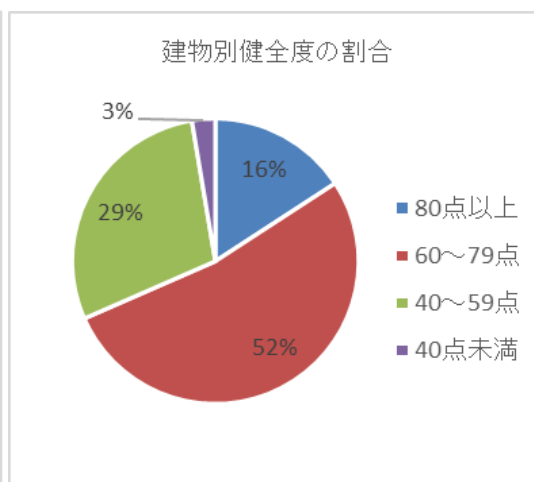
### 構造躯体以外の劣化状況等の評価結果

  : 築50年以上   
   : 築30年以上   
 A : 概ね良好   
 C : 広範囲に劣化  
B : 部分的に劣化   
D : 早急に対応

建物基本情報										劣化状況評価					
通し番号	施設名	建物名	棟番号	用途区分	構造	階数	延床面積 (㎡)	建築年月	築年数	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度 (100点満点)
				建物用途				和暦							
77	鳥取東中学校	教室棟管理棟	1	校舎	RC	4	2,622	S60	35	C	C	B-	B-	B-	49
78	鳥取東中学校	部室	2	その他	S	1	126	S60	35	C	C	B	B	B	62
79	鳥取東中学校	屋内運動場	3	体育館	RC	2	1,248	S60	35	B-	C	B-	B-	B-	51
80	鳥取東中学校	教室棟	4	校舎	RC	3	567	S61	34	C	C	B-	B-	B-	49
81	鳥取東中学校	教室棟	5	校舎	RC	4	1,951	S60	35	C	C	B-	B-	B-	49
82	鳥取東中学校	倉庫	6	その他	RC	1	30	H25	7	A	B	A	A	A	93
83	飯の峯中学校	教室棟	1-1・2・3・4	校舎	RC	3	2,058	H8	24	B-	B-	B	B	B	68
84	飯の峯中学校	屋内運動場	2	体育館	RC	2	1,313	H8	24	B	B-	B	C	B	65
85	飯の峯中学校	倉庫	3	その他	RC	1	43	H8	24	B	B	B	B	B	75
86	飯の峯中学校	部室	4	その他	RC	1	76	H8	24	B	B	B	B	B	75
87	飯の峯中学校	教室棟	5-1・2	校舎	RC	3	1,263	H8	24	B-	B-	B	B	B	68
88	飯の峯中学校	教室棟	6-1	校舎	RC	3	1,173	H8	24	B-	B	B	B	B	73
89	飯の峯中学校	教室棟	6-2	校舎	RC	3	242	H8	24	B-	B	B	B	B	73
90	飯の峯中学校	教室棟	7	校舎	RC	3	72	H8	24	B	B	B	B	B	75
91	飯の峯中学校	部室	8	その他	RC	1	30	H8	24	A	B	B	B	B	77
92	飯の峯中学校	部室	9	その他	RC	1	9	H8	24	A	B	B	B	B	77



【小学校】



【中学校】

### **(3) 安全・安心で質の高い学校施設整備（教育施設として必要な整備）**

国は学校施設を新築、増築、改築する場合に限らず、既存施設を改修する場合も含めて、学校施設を計画及び設計する際の留意する事項として「学校施設整備指針」を小中学校別に策定しています。

また、学校施設のバリアフリー化を推進していく観点から「学校施設バリアフリー化推進指針」により学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方や学校施設のバリアフリー化等を図る際の計画・設計上の留意事項を示しています。

ここでは「安全・安心な学校施設」と「快適で豊かな施設環境」の観点から教育施設として必要な整備を整理しました。

#### **a. 安全・安心な学校施設の整備**

学校施設は児童生徒の学習・生活の場であるとともに地震などの災害時には地域住民の避難所としての役割も果たすことから、校舎や屋内運動場（体育館）等の耐震化など安全・安心な施設環境が必要です。

また、児童生徒等の安全を守るためには、事故防止及び防犯対策の充実や児童生徒等が健康で快適に学校生活を送れるように室内環境対策も必要となります。

#### **b. 快適で豊かな施設環境の構築**

昨今の家庭や社会の環境の変化に伴い学校施設の機能・性能の向上が求められており、例えば少人数指導等に対応した学習環境やICT環境の整備、バリアフリー化や防災機能の強化、空調設備の設置やトイレの改修、省エネルギー化など、学習環境を改善するための様々な整備があります。

また、国は環境を考慮した学校施設づくりとして、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の導入や校舎の断熱性の向上、校庭の芝生化等のエコスクールの整備の推進や学校施設の木材活用などに取り組んでいます。

#### (4) 主な意見等

- 鳥取中学校の校舎も建設から10年以上が経過し、生徒たちが安全に暮らすことに対して支障はないが、いろいろな所に交換や修理が必要になってきている。
- 50年や80年も校舎を使用するととなると老朽化だけでなく、想定以上の維持費用がかかるのではないか。
- 建物寿命が40年の想定と、80年に延ばした場合の話があったが、60年に延ばすなどの試算はなかったのか。数値がよくなるような年数の想定はできなかったのか。
- 建物が新しく綺麗で機能面がよくなると子どもたちの気持ちの余裕や活動への意欲も違うのではないか。
- 鳥取東中学校に進学する時、小学校では洋式便器だったのが、中学校で和式便器になり、戸惑う子どもも多いと聞く。実際に鳥取中学校はいいなという話もよく聞く。学校施設が子どもたちに与える影響について、非常に共感した。
- 殺風景で無機質な学校ではなく、木のぬくもりを感じられる等、ハード面でも子どもの意見が反映できれば良い。
- トイレの洋式化等、子どもたちが快適で豊かな学校生活を過ごすために投資していく。そのためには床面積をどうすればいいのかという議論も必要である。維持管理のために後手に回った資金投入ではなく、限りある財源の中で、将来に向けて魅力ある学校にするために、昨年は、例えばICT機器を活用したソフト面での教育を議論した。
- この検討は、財政の話ありきになると、教育がやり玉にあげられるが、理想的には教育に費用をかけるべきだと思う。
- 本市の財政事情もあるので、本市全体では施設削減等しないといけませんが、一律で削減するという考え方でなく、市全体としてどこにお金をかけていくのかを考えていただきたい。
- ハード面だけの議論にならないように考えていく必要があるのではないか。
- 今回の検討はハード面の話だが、ソフト面も組み合わせて考える必要がある。本市の人口規模から適正な学校数ということだが、市民は市域に広く居住されているので、単純計算では難しいかと思う。
- 文部科学省の適正規模の基準や学級編成の基準等も、今の基準で検討するのが原則だが、本市の状況が全国的に見ても高齢化や人口減少など様々な面で速く進行しているので、少人数で小規模な学校も視野に入れ、

ソフト面でハード面をどこまで補えるかも検討する必要がある。

- 阪南市に移住までして、子育てしたいという魅力のある学校はない。  
移住には学校の魅力も必要ではないか。
- 老朽学校の長寿命化の有無の取捨選択を早期に実施し、長寿命化を選択した学校は、児童・生徒・先生が安心・安全な学校生活を送ることができる施設内容に改修する。特に、命や人権にかかわる体育館の空調設備設置、児童・生徒・先生が必要とするトイレなどは、早期の取組が必要である。
- 老朽化が進んでいる施設については、他校との統合も視野に入れていくことも必要である。



## 2. 防災機能について

### (1) 小中学校の防災機能の状況

学校名	防火水槽	防災無線 スピーカー	備蓄倉庫	指定避難所 又は指定緊急 避難場所	災害用臨時 ヘリポート	救援部隊拠点
尾崎小学校	●	-	-	●	-	-
西鳥取小学校	-	●	-	●	-	-
下荘小学校	-	-	-	●	-	-
東鳥取小学校	●	●	-	●	-	-
舞小学校	-	●	-	●	-	-
朝日小学校	-	-	-	●	-	-
上荘小学校	●	●	-	●	-	-
桃の木台小学校	●	●	-	●	●	-
鳥取中学校	●	●	-	●	-	●
貝掛中学校	-	-	-	●	-	-
鳥取東中学校	●	-	●	●	-	-
飯の峯中学校	●	-	●	●	-	-

阪南市総合防災マップ（令和4年3月作成）

### (2) 文部科学省が示す学校が避難所として求められる防災機能

文部科学省は「避難所となる学校施設の防災機能に関する事例集」の中で、学校施設が避難所としての役割を担うためには、立地環境が安全であること、構造部材の耐震性や非構造部材の耐震対策、施設全体の耐火性など、施設として安全性が確保されていることが重要であり、地域の避難所となる学校施設の防災機能の整備に当たっては、防災担当部局と連携を図り、ソフト面や学校機能と防災機能との役割を分担しながら整備を進めていくことが重要であるとしています。

#### ◆避難所として必要な機能の確保

避難所となる学校施設では、被災した地域住民を受け入れ、食事の提供、生活関連物資の配布等、様々な活動が行われるため、必要なスペースや備蓄等を確保するとともに、電気、ガス、水道、情報通信等の機能を保持できるよう、代替手段も含めた対策を予め講じておくことが重要となります。

また、障がい者、高齢者等の特別な配慮が必要な方々のための専用のスペースやバリアフリー化を進めておくことが重要となります。

#### ◆学校教育活動の早期再開

被災後の学校教育活動の早期再開は、災害からの復旧復興の第一歩となります。教育活動を早期に再開するために、避難生活と教育活動が共存する際の学校施設の利用計画を予め決めておくとともに、教職員が教育活動再開に専念できる体制を確保するなど、適切な対応を行うことが重要となります。

災害発生から避難所の解消までの期間を4つの段階に区分し、それぞれの段階で必要となる防災機能を以下のとおり紹介しています。

### ①救命避難期（発災直後～避難直後）

災害発生直後から、地域住民が避難場所に避難するまでの段階。

- ◆学校施設の安全性
  - ・ 施設の耐震性、耐火性の確保
  - ・ 天井等の非構造部材の耐震対策の実施
  - ・ 安全な避難経路の確保
- ◆災害情報の入手や救援要請に必要な情報通信
  - ・ 避難行動につなげるための防災行政無線の設備
  - ・ 停電にも対応できる校内放送設備
  - ・ 外部通信用の防災行政無線や災害時優先電話、MC A無線や衛星電話等
- ◆緊急避難場所又は避難所への進入
  - ・ 学校に誰もいない場合でも、避難所となる施設に円滑に避難できる機能

### ②生命確保期（避難直後～数日程度）

避難後に救援物資が届き始めるまで、または救助されるまでの段階。

#### ◆防災施設整備

##### トイレ

- マンホールトイレの整備
- 簡易トイレや携帯トイレの備蓄等
- 断水時もトイレが活用できるような工夫
- 洋式トイレや多機能トイレの確保

##### 照明

- 停電時にも使用できる照明
- 非常用発電機の接続盤

##### 避難者各自が行う情報通信

- 安否確認等を行うことができる特設公衆電話の設置
- インターネット通信ができる無線LANのアクセスポイント設置

##### 電力・ガス

- 停電時に備えた可搬型又は据え付け式の非常用発電機と燃料の確保
- 停電時でも自立運転できる太陽光発電設備
- 充電した電気を夜間にも使える蓄電機能

電源車や非常用発電機が接続できる電源接続盤  
都市ガスの供給地域におけるLPガスでも利用できる変換器や設備

#### 備蓄スペース

災害時に備えて物資の内容や量に応じた備蓄スペースの確保

#### 食料・飲料水（救援物資が到着するまで）

救援物資が届くまでの食料等を備蓄

断水となる場合に備えたペットボトルによる備蓄

耐震性の貯水槽やプールの水の浄水装置等による飲料水の確保

#### 居住スペース

温熱環境を確保するため空調設備の設置

太陽熱等を利用した再生可能エネルギーを活用した設備

#### 要配慮者への対応

高齢者、障害者、妊産婦等、特別な配慮が必要な方々のための専用スペースの確保

車いす利用者や高齢者等が安全で円滑に利用できるようバリアフリー化

#### 運営のためのスペース

避難所の運営に当たる職員等の執務スペースの確保

救援物資を搬入、仕分、保管、配給するためのスペースの確保

### ③生活確保期（発災数日後～数週間程度）

救援物資が届き始めてから、教育活動を再開するまでの段階。

#### 衛生

仮設風呂やシャワーを設置するスペース

洗濯機置場や男女別の物干場、防犯に配慮した更衣室の確保

#### 相談・交流等

被災者の生活再建のための相談窓口を設置するスペース

避難者の交流の場

#### ペット同行避難者

ペットを連れてくる避難者を想定したペットの飼育場所

### ④教育活動再開期（発災数週間後～数ヶ月間程度）

教育活動を再開してから、避難所が閉鎖されるまでの段階。

- ◆避難所開設当初から避難所と教育機能とのゾーンや動線を分ける工夫  
＜文部科学省：避難所となる学校施設の防災機能に関する事例集＞

### (3) 教育環境の視点による防災機能

避難所に求められる防災機能のうち、平素の教育環境としても必要な機能を次のとおり抽出しました。

- ・ 立地環境
  - ⇒ 災害の状況、気象条件等を考慮して避難所を開設
- ・ 施設の耐震性、耐火性
  - ⇒ 市内小中学校は改修済
- ・ 天井等の非構造部材の耐震対策
  - ⇒ 市内小中学校は点検済
- ・ 安全な避難経路
  - ⇒ 各学校において安全計画を作成
- ・ 洋式トイレや多機能トイレ
  - ⇒ 一部の学校の体育館で未改修
- ・ 停電時にも使用できる照明
  - ⇒ 非常用電源の確保が必要（未設置）
- ・ 備蓄スペース
  - ⇒ 鳥取東中学校及び飯の峯中学校（2校）に備蓄倉庫あり
- ・ 耐震性の貯水槽等による飲料水
  - ⇒ 鳥取中学校（1校）の受水槽は地震時の緊急遮断弁により確保
- ・ 温熱環境を確保するため空調設備
  - ⇒ 未整備
- ・ 安全で円滑に利用できるようバリアフリー化（段差解消）
  - ⇒ 一部未整備

#### (4) 主な意見等

- 東日本大震災の事例では、体育館を避難所としたが、その後、長期にわたって教室も利用した避難生活が続いてしまうと、学校再開に向けて支障をきたすことがあったという。被害の規模にもよるが実際の避難活動では、まず体育館を避難場所とし、避難状況の確認等を行う。その際には、体育館の空調設備が重要になる。また、避難時だけでなく、学校活動においても特に熱中症などの問題もあり、屋外で子どもが活動できない時に体育館の空調整備は非常に助かる。
- 鳥取中学校は救援部隊拠点に指定されており、鳥取中学校以外の小中学校は避難所に指定されている。また、鳥取中学校は他校と比べて新しい建物なので機能的にも一番新しい。しかしながら、仮に鳥取中学校で避難者を受け入れる場合は、体育館に空調設備がないため、受け入れることができないと思う。夏の暑い時期に、体育館に多くの人が集まると2次災害が想定されるくらい暑い。それを考えると、一般の方々の受け入れは、空調設備がある教室で受け入れるのが、現実的な対応になるのではないか。鳥取中学校は体育館も広いし、トイレも市内中学校と比較しても整備されている方である。各校で多くの避難者を受け入れた場合は、トイレの数や水などが不足するのではないか。市役所や自衛隊等の支援を除いて考えると、水、トイレ、空調設備に問題が生じると想定する。
- PTAの立場としても、この中でトイレ、空調設備が重要だと思う。部活動で泉佐野市の学校体育館に行ったときに、空調設備が整備されており快適だったが、貝掛中学校の体育館には空調設備がなく、汗だくになる。  
トイレ整備も未整備校があるということなので、進めていただきたい。
- 中学校と同じく、体育館に空調設備がないため、夏は屋外だけでなく、体育館での運動も厳しい。また、災害が発生して猛暑での避難となると、熱中症や感染症も心配になる。現時点では計画的なトイレ整備の後になるとの事だが、市内小中学校の体育館の空調設備についても早く整備していただきたい。鳥取東中学校のトイレ洋式化に取り組んでおり、今後、順次整備との事だが、比較的新しい桃の木台小学校の洋式化はまだ進んでおらず、一部の洋式トイレに列ができるという現状がある。防災ではなく学校現場の話になるが、洋式トイレしか使えない子どもは洋式トイレに並んでいる現状を、子どもから聞く。桃の木台小学校においても、順次トイレの洋式化を進めていただきたい。
- 子どもたちも防災教育を学ぶべきである。避難訓練を実体験することで

災害時の生存率にも影響が出るということも聞くので、日頃の訓練が重要かと思う。また、停電時でもガスで動く空調設備もあるとテレビで観た。

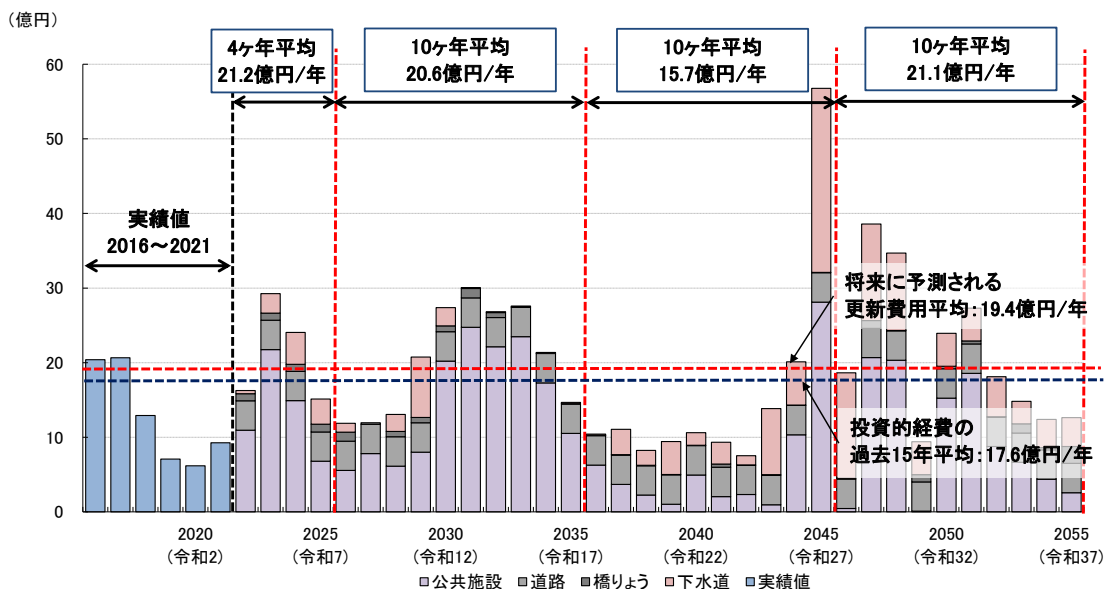
- 体育館にクーラー設置は早急に対応すべきである。
- 学校は様々な機能を有しているので、非常時の防災拠点となるが、防災関係の必要な機能は多岐に渡り、予算も膨大に必要となる。また、防災というのは学校という範囲だけでなく、市役所として市全体で考えることである。本検討委員会は学校のあり方の検討が目的なので、子どもたちの普段使うところを優先して学校環境を充実させたい。特に、体育館の空調設備は、これだけの意見があり、連日の猛暑で子どもたちの熱中症のニュースも耳にする。普通教室には既に空調設備は整備されているとのことだが、体育館の空調設備の整備状況を教えていただきたい。また、トイレについては、災害時では重要な機能であるが、子どもたちが日常的に使用するところなので、防災の観点だけでなく学校教育の観点からも優先順位は高いのではないか。
- 第6回検討委員会の資料2の「(3) 教育環境の視点による防災機能」で「避難所に求められる防災機能」の中で抽出された項目のうち、未改修・未設置・未整備となっているところは、早期対応が必要である。担当部局と連携を図り、早期に整備ができるように期限を設定して整備実現をめざしてほしい。
- 災害時に停電した場合に、携帯電話の充電や避難者の情報収集のための取組はされているか。
- 災害で体育館等に人が集まった時、携帯電話を介して情報を得られるため、充電ができるか。
- 災害で体育館等に人が集まった時、テレビで情報を得られるか。
- 統廃合によって使えなくなる学校施設があるとのことだったが、統廃合で使わなくなった施設を防災に使うことはできないか。
- 津波や高潮など、想定外の災害が起きた場合の避難場所など、対策は考えているか。
- 避難所に指定されている小中学校は、地震に備えた建物の耐震改修は既に完了しているが、本市は海と山からの災害も想定され、津波や山崩れ、がけ崩れも想定される。
- 防災機能を充実させることは重要であると考えているが、本検討委員会で話し合うことなのか。

### 3. 学校の跡地の取扱いについて

#### (1) 概要（背景・経過）

阪南市公共施設等総合管理計画（以下「施設等管理計画」という。）の改訂版（令和4年3月改訂）では、令和27年度までに現状の延床面積から32%削減から、その後の将来の人口予測や推移や本市同様に公営住宅を持たない同規模人口の自治体の市民一人あたりの公共施設における延床面積の平均の変化により、40%以上削減することに目標値を改めたところ

です。  
これは、学校規模が大きい小学校3校と中学校1校を削減しても目標値を達成できない数値となっています。



また、施設等管理計画における学校跡地及び施設の活用の取扱いとして、学校教育施設の基本的な方針（P57）として、次のとおりとなっています。

#### ■学校跡地及び施設の活用について

学校跡地及び施設は、子供たちに良好な教育環境を提供することを目的とした施設であったことから、地域住民のくらしに深く根ざし支えられてきた歴史と文化を持つものであり、創設以来の歴史的経過と地域住民の思い入れがあることから、地域の関心も高くなっています。

施設の活用については、避難場所として指定されている施設もあり、公的な施設としての活用や市民公募による活用方策、また、他の機能を持った施設との複合化等を検討していくこととします。

検討の結果、活用を行わない場合は、阪南市行財政構造改革プラン改訂版に示す財源の積極的な確保を図る観点から、既存建物の除却や処分を含めた活用方策を検討することとします。

## (2) 検討の際の留意事項

今後、教育施設から他の用途への利活用を検討する際は、建物の除却や処分を行わない場合は、教育施設としての床面積の削減目標は達成できても市が保有する公共施設全体での総床面積の削減につながらないため、公共施設として維持・更新すべき費用として財政的な効果があるのか、またその必要性を十分検討する必要があります。

特に、全ての小中学校が指定避難所や指定緊急避難場所、一時避難地などの役割を担っており、整理統合により使用しなくなる学校を利活用しない場合は、市全体の防災機能を見直す必要があります。

また、学校用地の取扱いについては、下荘小学校や鳥取東中学校、飯の峯中学校のように大きな擁壁や、舞小学校や貝掛中学校のように周辺の傾斜地などを有している学校があり、他にも、隣接地との境界を再確認することが必要な学校もあります。

更に、ほとんどの学校の校舎や体育館と一部の学校用地は、国の補助金等を活用して建設しており、他の用途に利活用する場合や民間への貸付、売却する場合については、文部科学省に対し、財産処分の手続きを行う必要があります。場合によっては国庫返納金が生じることもあることから、跡地の活用を検討の際は留意する必要があります。

今後の検討に当たっては、建物については校舎と体育館に区分したうえで、仮に利活用する場合の課題を抽出し、用地については、売却する場合の課題を抽出したうえで、今後の取扱いを検討する必要があります。

## (3) 主な意見等

- 旧尾崎小学校を、公民館、地域交流館、市民活動センターとして利用しているが、他の学校施設についても、有償利用を含めて活用を考えてほしい。
- 学校跡地の取り扱いについても、統廃合後の施設を利活用すると床面積の削減にはならないし、売却処分するとしても必ずしもそれが市の財政にプラスになるとは限らない。
- 児童・生徒の人間形成や学力向上をめざすために、小中一貫校のモデル校を設置してはどうか。また、小中一貫(分離式可)校の校舎や敷地は市全体の防災機能を兼備えた市独自の学校とすることで、魅力ある阪南市



づくりになると考える。

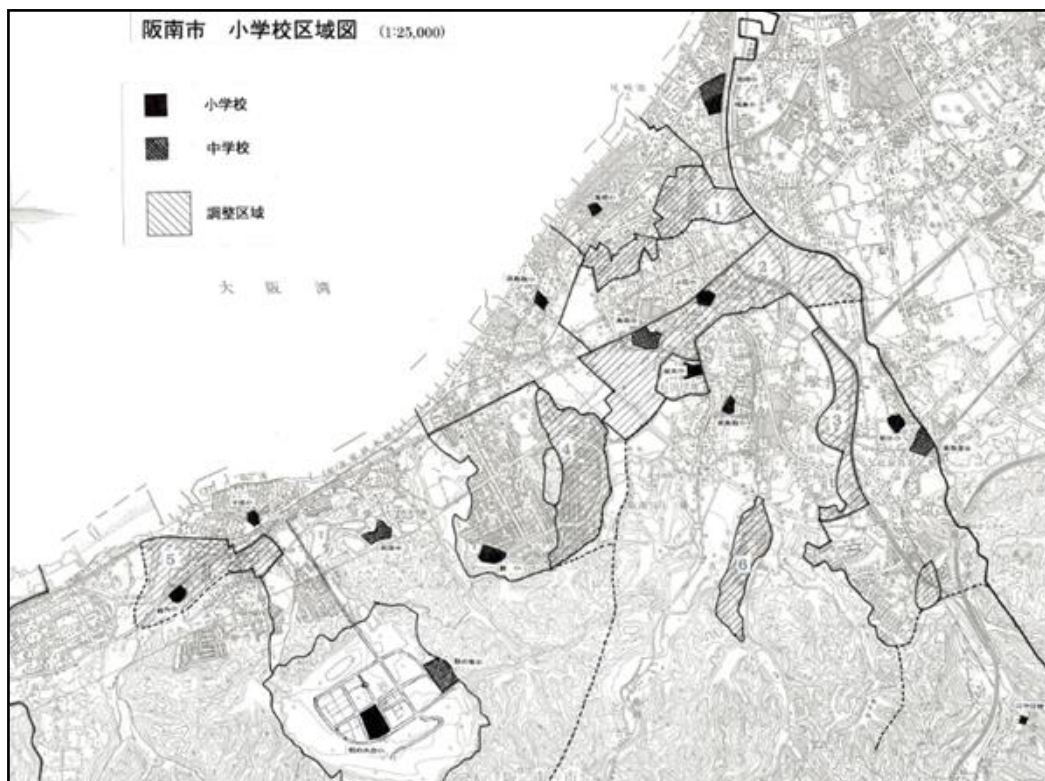
- 元々は子どもたちが過ごす場所だったので、遊び場所も減ってきているなか、子どもたちにとって意味のある施設ができるが良い。
- 本検討委員会で話し合うことなのか。市民から広く募集してはどうか。
- 入学希望者の選考方法、小中一貫校の利点をより一層理解し、実践できる先生の配置や通学手段の確保(スクールバスの運用方法)が課題である。
- 阪南市民病院のように維持管理・運営等を民間の資金や経営・技術的能力を活用した高齢者施設(阪南市民優先)等を誘致し、市民への福祉向上、人口・市収入増につなげる。また、活用方法を見いだせない場合は、売却処分を検討する。
- 長寿命化しない学校は、旧尾崎小学校のように、公民館・地域交流館・市民活動センター、NPOなど、公共施設として補強・改修し、市民への文化・教育施設等として活用する。維持・管理費用は、施設利用費・駐車料金(いずれも民間活用可)等、適正な料金設定で徴収する。

## 4. 校区と通学について

### (1) 概要（背景・経過）

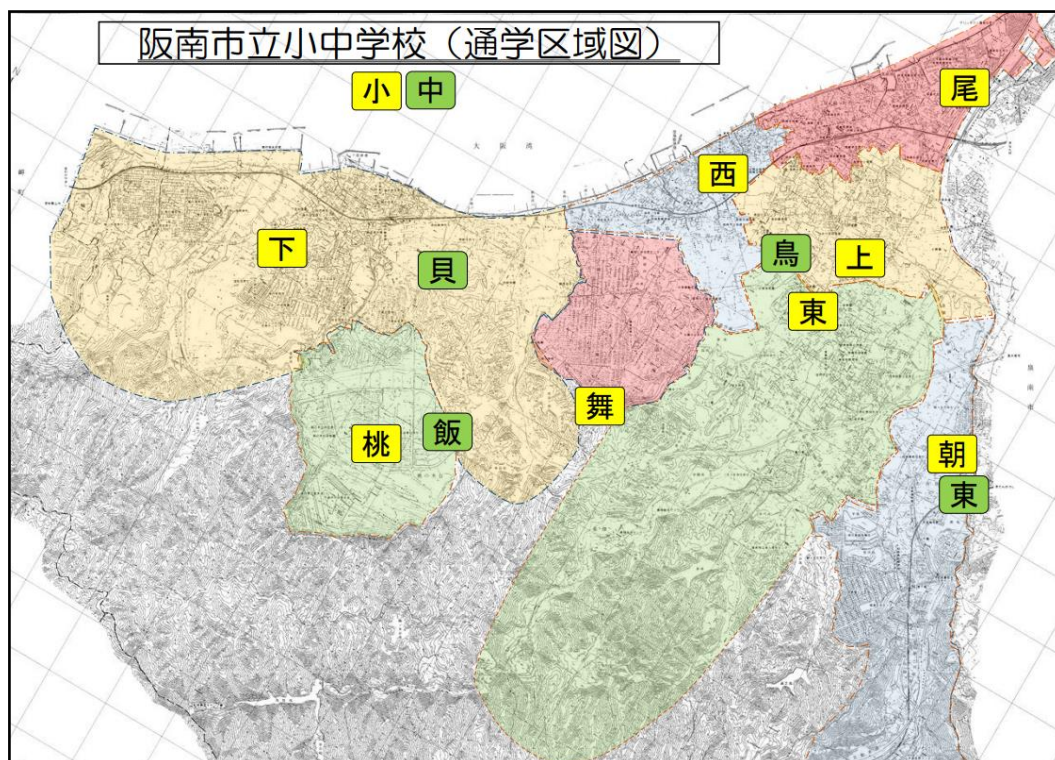
本市の校区については、学校選択制の検討のなかで述べたとおり、旧4ヵ村の小学校校区が基礎となっており、その後の人口急増期にこの4ヵ村から分離する形で校区が分割され、当時の学校を新設する際に校区を巡る問題が生じることがないように、一部の地域で保護者（子ども）が就学する学校を選択できる調整区域を設けていました。

小学校が12校で、中学校が5校の当時の通学区域及び調整区域は次のとおりです。



平成20年4月には0歳児から5歳児までの児童を対象とした6年間の経過措置を設けたうえで、平成27年3月31日に市内の全ての調整区域が廃止されました。

その後、小中学校の整理統合により、小学校は8校と中学校は4校となり、現在の小学校の通学区域は次の小学校区域のとおりです。



本市の学校配置の地理的な特性として、通学区域(学校区)に対して学校の位置が中心部より偏りがある学校が多く存在します。

(尾崎小学校、上荘小学校、東鳥取小学校、舞小学校、朝日小学校、鳥取中学校、鳥取東中学校、飯の峯中学校)

また、尾崎小学校、朝日小学校、鳥取東中学校については、隣接市町の行政界付近に学校が配置されていることから、本市の行政区域を網羅するには非効率な配置状況と言えます。

これらの課題を解消する手立てとして通学区域の見直しが考えられますが、これまでの旧4ヵ村を基としたこれまでの各学校の歴史と学校を中心とした地域活動や地域との繋がりも重要であり、学校区域の変更を希望しない方も多数存在することが推測できます。

#### わかりやすい通学区域（学校区）

- ・住民基本台帳における地区
- ・自治会区域

#### 地図による通学区域（学校区）による課題

- ・住居表示でない地域における土地の所在地と地図による確認
- ・調整区域対象者の抽出作業

また、指定外就学（市外は区域外就学）の条件の見直しによる保護者の申請に基づく就学校の変更などについても、課題の解消する有効な手立てとして考えられます。

（本市における区域外就学及び指定外就学の許可基準）

別表 阪南市教育委員会が認める区域外就学及び指定外就学の許可基準

許可事項		該当学年	許可期間	申請書以外の必要書類	
概要	詳細				
1	転居	市内での転居又は市外への転出の後、引き続き現に在学する学校へ就学を希望する場合。	小学校1～5年 中学校1,2年	転居日又は転出日の属する学期末まで	
			小学校6年 中学校3年	卒業まで	
2	転居予定	転居又は転入予定地の住所の属する校区の学校へ就学を希望する場合。	小学校全学年 中学校全学年	おおむね6か月程度	契約書の写しや施工業者の証明書等、入居時期を証明又は確約できる書類
3	新改築	新改築により、仮住まいから現に在学する学校へ就学を希望する場合。	小学校全学年 中学校全学年	おおむね6か月程度	
4	留守家庭	保護者の就労や入院等により、保護者の勤務地又は親族の住所の属する校区の学校へ就学を希望する場合。	小学校全学年	実際の登下校の場所を重視して判断した期間	
5	その他	特に教育的配慮が必要と認められ、現に指定されている学校以外の学校へ就学を希望する場合。	小学校全学年 中学校全学年	特に教育的配慮が必要と認められる期間	阪南市教育委員会が求める書類
注意事項					
<p>(1) 許可事項については、許可が可能な事由であり、必ずしも許可できるものではない。</p> <p>(2) 他市区町村にかかるものについては、当該教育委員会との協議の成立を条件とする。</p> <p>(3) 児童及び生徒の通学時の安全確保については、保護者の責任となる。</p> <p>(4) 申請理由が変更となった場合は、保護者は速やかに阪南市教育委員会へ届け出る必要がある。</p> <p>(5) 架空の住民票の異動など、虚偽の申請が判明した場合は、許可を取り消す。</p>					

## (2) 主な意見等

- 校区図を見ると中学校区では飯の峯中学校を除き、貝掛中学校や鳥取東中学校は校区が広い。
- 鳥取中学校は、尾崎中学校と統合したことで以前よりは広がっているものの地図ではそれほど広くは感じないが、統合時は旧尾崎中学校区の生徒たちや保護者の方々からは、これまでと環境が変わることも重なり、通学距離が長いという印象を持たれ、風当たりも強くギクシャクしたところもあった。
- 元々は飯の峯中学校を除いて、阪南市の母体校は鳥取中学校なので、そこから分かれて現在に至るのだが、また統合することで校区が広がると、中学校でも通学に関しては難しい問題が出るのではないかと。
- 小学校については、特に低学年の自転車通学は危険なので考えられない。
- これ以上統合して小学校区が広がると、通学バス等の様々な手段を検討しなければならないのではないかと。下荘小学校と箱作小学校の統合の際にもスクールバス等、地域の方々との意見交換させていただき、最終的には徒歩通学していただいている。これよりも校区を広げると、徒歩通学は難しくなるのではないかと。
- 和歌山県は、1校の小学校区が本市全域くらいの学校もある。それに比べると大阪府内は若干校区がコンパクトに感じる。しかし、交通事情等、様々な違いはあるので、今後、統合により小学校区が広がった場合の通学手段は、大きな問題になると思う。
- 統合により、通学距離が長くなることが気がかりである。理想のひとつとしてスクールバスもあるが、財政的なこともある。また、現校区は学校の所在地が偏っているという説明もあったが、仮に統合するとしても、生徒の通学距離に応じて学校を選択できるという制度も保護者や子どもの選択肢として必要ではないかと。
- これまでの説明や議論では、統合によるメリットとして、統合することで子どもの減少に伴う単学級が解消し、子ども同士の間関係の固定化も解消できる。また、統合により教員数に厚みを持たせることができる。財政面でも予算を集中的に投資できる。逆にデメリットとして、統合することで通学距離などの課題があがっている。
- 本検討委員会の案として複合的に考えるということが第一だと思う。また、子どもたちの通学距離が長くなることに配慮し、始業時間を遅らせるようなことはできるのか。
- 統合によって、通学距離が長くなる子どもも多いと思うので、学校選択

制等も含めて柔軟に対処してあげてほしい。

- 校区に関して、登下校の安全を保てるのであれば地区・自治会などを基準に距離のことを考えながら再編成しても良い。
- 上荘小学校は、地理的にみて西鳥取小学校か尾崎小学校と統合して上荘小学校は学校へ行きにくい子どもたちのために使う拠点校にしてはどうか。
- 統合によって通学距離が遠くなる場合はスクールバスの導入も必要である。インターネットを活用したオンライン授業のシステムを早急に確立してほしい。
- 通学とオンラインを組み合わせた学校のしくみを考えることで校区と通学についても内容が変わるのではないか。
- 急に変更すると、その年の子どもたちはいきなり友だちが変わることとなるので元の学校も選択できるなどの配慮が必要になる。

## 5. 留守家庭児童会について

### (1) 留守家庭児童会の概要（設置目的・沿革・施設概要・入会状況）

#### a. 設置目的

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等の事由により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活指導の場を提供し、もってその児童の健全な育成を図ることを目的として設置しています。

#### b. 沿革

昭和57（1982）年 4月	波太留守家庭児童会開設（放課後から17時まで）
平成16（2004）年 4月	保育料有料化（月額4,400円）
平成17（2005）年10月	尾崎留守家庭児童会開設により全小学校に設置
平成19（2007）年 4月	延長保育開始（19時まで）
平成19（2007）年 7月	指定管理者制度導入
平成22（2010）年 4月	第2期選定指定管理者の事業開始
平成26（2014）年 4月	保育料改定（月額5,200円）
平成27（2015）年 4月	第3期選定指定管理者の事業開始
平成28（2016）年 4月	高学年（4年生以上）受入れ開始
平成29（2017）年 4月	全土曜日・全学校休業日の早朝保育開始
令和 2（2020）年 4月	第4期選定指定管理者の事業開始
令和 4（2022）年 4月	保育料改定（月額：平日のみ6,200円、土曜日含む7,200円）

#### c. 施設概要

本市では、市内8小学校の敷地内に留守家庭児童会を設置しています。  
そのうち、西鳥取、舞、及び朝日の3か所については、校舎内の教室を利用して設置しています。

尾崎、下荘、東鳥取、新上荘及び桃の木台の5か所については、小学校の敷地内に専用施設を整備し設置しています。

（【表1-①】「留守家庭児童会の施設概要」参照）

【表 1-①】「留守家庭児童会の施設概要」

児童会名	施設種別	建築年	建築構造	延床面積 (㎡)	部屋数	事業費 (千円)
尾崎留守家庭児童会	専用施設	H12	鉄骨造 1階建て	102.1	1	15,309
西鳥取留守家庭児童会	校舎内	S43	鉄筋 コンクリート	128	2	-
下荘留守家庭児童会	専用施設	H30	鉄骨造 1階建て	144.5	2	57,387
東鳥取留守家庭児童会	専用施設	H29	鉄骨造 2階建て	353.1	3	133,842
舞留守家庭児童会	校舎内	S50	鉄筋 コンクリート	64	1	-
朝日留守家庭児童会	校舎内	S53	鉄筋 コンクリート	112	2	-
新上荘留守家庭児童会	専用施設	H22	鉄骨造 2階建て	190.7	2	29,147
桃の木台留守家庭児童会	専用施設	H30	鉄骨造 1階建て	273.6	3	88,909
					合計	324,594

d. 入会状況

本市の留守家庭児童会には、令和5年5月1日時点で小学校在籍児童の24.4%が入会しています

定員に対する充足率は、全体で91.5%となっています。

充足率が100%を超える施設については、運営基準を踏まえ定員の概ね1.2倍での運用を行っています。

(【表 1-②】「留守家庭児童会の入会状況」参照)

【表 1-②】「留守家庭児童会の入会状況」 (令和5年5月1日時点)

児童会名	定員 (人)	入会児童数 (人)	充足率 (%)	学校児童数 (人)	入会率 (%)
尾崎留守家庭児童会	50	41	82.0	233	17.6
西鳥取留守家庭児童会	80	53	66.3	124	42.7
下荘留守家庭児童会	60	77	128.3	304	25.3
東鳥取留守家庭児童会	120	99	82.5	435	22.8
舞留守家庭児童会	40	37	92.5	189	19.6
朝日留守家庭児童会	60	63	105.0	229	27.5
新上荘留守家庭児童会	80	76	95.0	326	23.3
桃の木台留守家庭児童会	100	94	94.0	372	25.3
合計	590	540	91.5	2,212	24.4

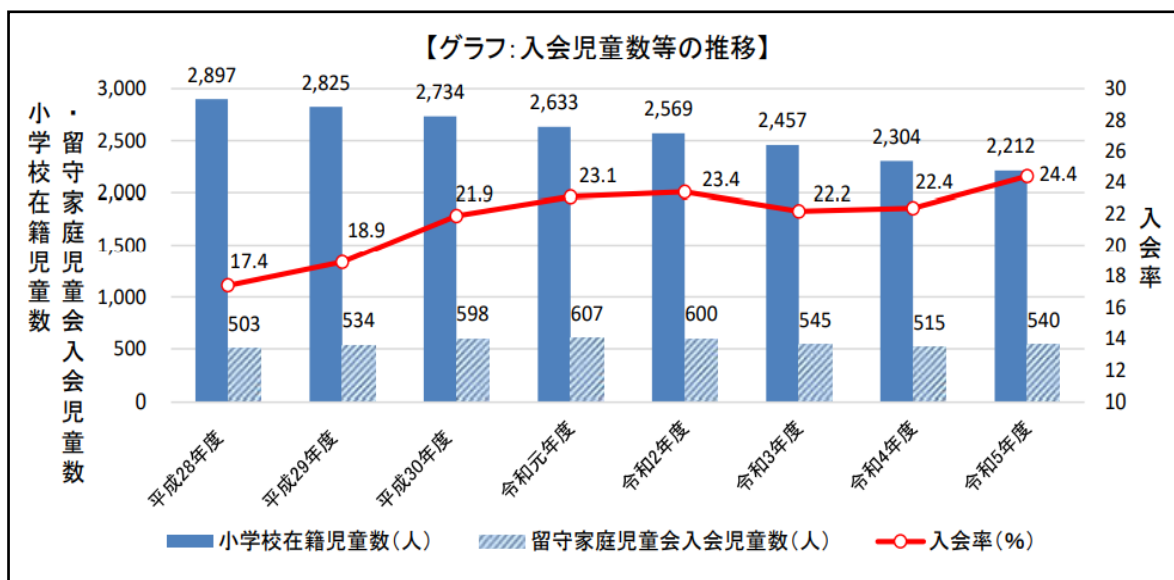


## (2) 入会児童数等の推移

### a. 小学校在籍児童数・入会児童数・入会率等の推移（平成28年度～令和5年度）

- ①本市の小学校在籍児童数は、平成28年度の2,897人が令和5年度では2,212人まで685人減少しています。
- ②一方、留守家庭児童会の入会児童数は、高学年（4年生以上）の受入れを開始した平成28年度の503人から増加し続け、令和元年度に607人となりました。しかし、その後、新型コロナウイルス感染症による利用控え等により、令和4年度まで減少傾向にありましたが、令和5年度は540人と増加に転じています。
- ③また、留守家庭児童会の入会率は、平成28年度の17.4%から上昇傾向にあり、新型コロナウイルス感染症による利用控え等により令和3年度に下降に転じたものの、令和5年度は24.4%になっています。

※入会率＝留守家庭児童会入会児童数÷小学校在籍児童数×100（小数点第2位四捨五入）（【グラフ：入会児童数等の推移】、【表2-①～⑧】参照）



【表2-①】平成28年度

(平成28年5月1日時点)

児童会名	定員	クラス数	入会児童数						合計	支援員等の数	児童数	入会率
			1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生				
尾崎留守家庭児童会	60	1	17	17	11	1	0	0	46	5	349	13.2%
西鳥取留守家庭児童会	40	1	19	11	6	7	0	0	43	5	205	21.0%
下荘留守家庭児童会	60	2	19	24	13	3	1	1	61	6	353	17.3%
東鳥取留守家庭児童会	80	2	30	19	15	8	0	0	72	7	497	14.5%
波太留守家庭児童会	60	1	9	4	2	2	1	0	18	5	94	19.1%
舞留守家庭児童会	40	1	15	13	4	4	0	0	36	4	251	14.3%
朝日留守家庭児童会	60	2	26	15	13	4	2	0	60	5	288	20.8%
新上荘留守家庭児童会	80	2	34	22	16	4	5	1	82	8	370	22.2%
桃の木台留守家庭児童会	90	3	22	26	20	16	1	0	85	7	490	17.3%
合計	570	15	191	151	100	49	10	2	503	52	2,897	17.4%
小学校在籍児童数			493	469	468	492	496	479	2,897			
入会率(%)			38.7%	32.2%	21.4%	10.0%	2.0%	0.4%	17.4%			

【表2-②】平成29年度

(平成29年5月1日時点)

児童会名	定員	クラス数	入会児童数						合計	支援員等の数	児童数	入会率
			1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生				
尾崎留守家庭児童会	60	1	18	13	10	7	1	0	49	7	342	14.3%
西鳥取留守家庭児童会	40	1	12	15	11	0	5	0	43	6	187	23.0%
下荘留守家庭児童会	60	2	23	16	16	7	2	2	66	8	343	19.2%
東鳥取留守家庭児童会	120	3	41	42	15	6	1	1	106	11	589	18.0%
舞留守家庭児童会	40	1	10	14	9	2	0	0	35	4	249	14.1%
朝日留守家庭児童会	60	2	14	24	16	8	1	1	64	7	295	21.7%
新上荘留守家庭児童会	80	2	20	29	21	10	2	4	86	8	359	24.0%
桃の木台留守家庭児童会	90	3	20	28	23	14	0	0	85	8	461	18.4%
合計	550	15	158	181	121	54	12	8	534	59	2,825	18.9%
小学校在籍児童数			417	492	471	462	490	493	2,825			
入会率(%)			37.9%	36.8%	25.7%	11.7%	2.4%	1.6%	18.9%			

【表2-①】平成28年度

(平成28年5月1日時点)

児童会名	定員	クラス数	入会児童数						合計	支援員等の数	児童数	入会率
			1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生				
尾崎留守家庭児童会	60	1	17	17	11	1	0	0	46	5	349	13.2%
西鳥取留守家庭児童会	40	1	19	11	6	7	0	0	43	5	205	21.0%
下荘留守家庭児童会	60	2	19	24	13	3	1	1	61	6	353	17.3%
東鳥取留守家庭児童会	80	2	30	19	15	8	0	0	72	7	497	14.5%
波太留守家庭児童会	60	1	9	4	2	2	1	0	18	5	94	19.1%
舞留守家庭児童会	40	1	15	13	4	4	0	0	36	4	251	14.3%
朝日留守家庭児童会	60	2	26	15	13	4	2	0	60	5	288	20.8%
新上荘留守家庭児童会	80	2	34	22	16	4	5	1	82	8	370	22.2%
桃の木台留守家庭児童会	90	3	22	26	20	16	1	0	85	7	490	17.3%
合計	570	15	191	151	100	49	10	2	503	52	2,897	17.4%
小学校在籍児童数			493	469	468	492	496	479	2,897			
入会率(%)			38.7%	32.2%	21.4%	10.0%	2.0%	0.4%	17.4%			

【表2-②】平成29年度

(平成29年5月1日時点)

児童会名	定員	クラス数	入会児童数						合計	支援員等の数	児童数	入会率
			1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生				
尾崎留守家庭児童会	60	1	18	13	10	7	1	0	49	7	342	14.3%
西鳥取留守家庭児童会	40	1	12	15	11	0	5	0	43	6	187	23.0%
下荘留守家庭児童会	60	2	23	16	16	7	2	2	66	8	343	19.2%
東鳥取留守家庭児童会	120	3	41	42	15	6	1	1	106	11	589	18.0%
舞留守家庭児童会	40	1	10	14	9	2	0	0	35	4	249	14.1%
朝日留守家庭児童会	60	2	14	24	16	8	1	1	64	7	295	21.7%
新上荘留守家庭児童会	80	2	20	29	21	10	2	4	86	8	359	24.0%
桃の木台留守家庭児童会	90	3	20	28	23	14	0	0	85	8	461	18.4%
合計	550	15	158	181	121	54	12	8	534	59	2,825	18.9%
小学校在籍児童数			417	492	471	462	490	493	2,825			
入会率(%)			37.9%	36.8%	25.7%	11.7%	2.4%	1.6%	18.9%			

【表2-③】平成30年度

(平成30年5月1日時点)

児童会名	定員	クラス数	入会児童数						合計	支援員等の数	児童数	入会率
			1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生				
尾崎留守家庭児童会	60	1	16	20	6	3	2	0	47	6	323	14.6%
西鳥取留守家庭児童会	60	2	16	14	16	9	1	5	61	6	180	33.9%
下荘留守家庭児童会	60	2	27	22	11	9	0	1	70	8	335	20.9%
東鳥取留守家庭児童会	120	3	45	29	30	7	3	2	116	12	581	20.0%
舞留守家庭児童会	40	1	14	10	7	6	1	0	38	4	238	16.0%
朝日留守家庭児童会	60	2	17	16	17	12	6	1	69	7	282	24.5%
新上荘留守家庭児童会	80	2	22	17	18	17	8	2	84	8	349	24.1%
桃の木台留守家庭児童会	100	3	27	23	27	20	9	7	113	9	446	25.3%
合計	580	16	184	151	132	83	30	18	598	60	2,734	21.9%
小学校在籍児童数			410	416	489	467	463	489	2,734			
入会率(%)			44.9%	36.3%	27.0%	17.8%	6.5%	3.7%	21.9%			

【表2-④】令和元年度

(令和元年5月1日時点)

児童会名	定員	クラス数	入会児童数						合計	支援員等の数	児童数	入会率
			1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生				
尾崎留守家庭児童会	60	1	14	12	14	4	0	1	45	7	302	14.9%
西鳥取留守家庭児童会	80	2	10	18	15	13	2	1	59	5	154	38.3%
下荘留守家庭児童会	60	2	21	28	15	6	2	0	72	6	326	22.1%
東鳥取留守家庭児童会	120	3	27	47	25	19	2	0	120	9	555	21.6%
舞留守家庭児童会	40	1	16	14	5	2	1	0	38	3	232	16.4%
朝日留守家庭児童会	60	2	18	17	16	10	8	3	72	7	285	25.3%
新上荘留守家庭児童会	80	2	27	25	14	8	10	4	88	8	354	24.9%
桃の木台留守家庭児童会	100	3	29	26	23	17	15	3	113	9	425	26.6%
合計	600	16	162	187	127	79	40	12	607	54	2,633	23.1%
小学校在籍児童数			384	409	420	488	466	466	2,633			
入会率(%)			42.2%	45.7%	30.2%	16.2%	8.6%	2.6%	23.1%			

【表2-⑤】令和2年度

(令和2年5月1日時点)

児童会名	定員	クラス数	入会児童数						合計	支援員等の数	児童数	入会率
			1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生				
尾崎留守家庭児童会	60	1	17	9	11	9	4	0	50	5	288	17.4%
西鳥取留守家庭児童会	80	2	14	8	17	8	9	1	57	5	152	37.5%
下荘留守家庭児童会	60	2	15	21	22	6	3	1	68	6	307	22.1%
東鳥取留守家庭児童会	120	3	40	25	38	15	7	0	125	9	548	22.8%
舞留守家庭児童会	40	1	14	15	10	2	0	0	41	4	234	17.5%
朝日留守家庭児童会	60	2	17	14	13	11	2	2	59	5	279	21.1%
新上荘留守家庭児童会	80	2	27	22	21	11	4	1	86	8	352	24.4%
桃の木台留守家庭児童会	100	3	56	0	24	20	7	7	114	9	409	27.9%
合計	600	16	200	114	156	82	36	12	600	51	2,569	23.4%
小学校在籍児童数			390	381	416	421	491	470	2,569			
入会率(%)			51.3%	29.9%	37.5%	19.5%	7.3%	2.6%	23.4%			

【表2-⑥】令和3年度

(令和3年5月1日時点)

児童会名	定員	クラス数	入会児童数						合計	支援員等の数	児童数	入会率
			1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生				
尾崎留守家庭児童会	50	1	16	12	6	7	5	0	46	6	276	16.7%
西鳥取留守家庭児童会	80	2	11	9	7	10	1	9	47	5	139	33.8%
下荘留守家庭児童会	60	2	29	13	15	9	3	2	71	5	306	23.2%
東鳥取留守家庭児童会	120	3	26	32	13	16	11	0	98	9	527	18.6%
舞留守家庭児童会	40	1	10	11	10	3	0	0	34	3	215	15.8%
朝日留守家庭児童会	60	2	17	21	9	9	7	0	63	5	266	23.7%
新上荘留守家庭児童会	80	2	24	25	18	14	10	3	94	9	345	27.2%
桃の木台留守家庭児童会	100	3	21	25	27	13	6	0	92	9	383	24.0%
合計	590	16	154	148	105	81	43	14	545	51	2,457	22.2%
小学校在籍児童数			350	391	382	418	424	492	2,457			
入会率(%)			44.0%	37.9%	27.5%	19.4%	10.1%	2.8%	22.2%			

【表2-⑦】令和4年度

(令和4年5月1日時点)

児童会名	定員	クラス数	入会児童数						合計	支援員等の数	児童数	入会率
			1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生				
尾崎留守家庭児童会	50	1	10	15	8	2	0	1	36	4	262	13.7%
西鳥取留守家庭児童会	80	2	15	10	11	6	5	0	47	6	134	35.1%
下荘留守家庭児童会	60	2	18	27	12	12	8	1	78	6	298	26.2%
東鳥取留守家庭児童会	120	3	28	27	25	3	7	4	94	9	471	20.0%
舞留守家庭児童会	40	1	13	9	8	7	0	0	37	3	197	18.8%
朝日留守家庭児童会	60	2	15	17	15	8	5	5	65	6	242	26.9%
新上荘留守家庭児童会	80	2	22	22	13	8	5	6	76	7	329	23.1%
桃の木台留守家庭児童会	100	3	25	17	24	12	2	2	82	9	371	22.1%
合計	590	16	146	144	116	58	32	19	515	50	2,304	22.4%
小学校在籍児童数			332	352	396	383	418	423	2,304			
入会率(※)			44.0%	40.9%	29.3%	15.1%	7.7%	4.5%	22.4%			

【表2-⑧】令和5年度

(令和5年5月1日時点)

児童会名	定員	クラス数	入会児童数						合計	支援員等の数	児童数	入会率
			1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生				
尾崎留守家庭児童会	50	1	14	10	11	6	0	0	41	6	233	17.6%
西鳥取留守家庭児童会	80	2	12	16	10	9	3	3	53	6	124	42.7%
下荘留守家庭児童会	60	2	22	17	18	7	6	7	77	6	304	25.3%
東鳥取留守家庭児童会	120	3	38	24	23	10	3	1	99	9	435	22.8%
舞留守家庭児童会	40	1	11	10	7	6	3	0	37	3	189	19.6%
朝日留守家庭児童会	60	2	22	11	12	8	7	3	63	6	229	27.5%
新上荘留守家庭児童会	80	2	24	23	17	7	4	1	76	8	326	23.3%
桃の木台留守家庭児童会	100	3	30	26	18	19	1	0	94	9	372	25.3%
合計	590	16	173	137	116	72	27	15	540	53	2,212	24.4%
小学校在籍児童数			322	336	352	398	383	421	2,212			
入会率(※)			53.7%	40.8%	33.0%	18.1%	7.0%	3.6%	24.4%			

## b. 支援員等(※)の在籍状況の推移

- ①表の上から順に「必要な支援員等の数」、「採用者数」、「退職者数」、「在籍者数」を記載しています。「必要な支援員等の数」につきましては、特に長期休暇や土曜日などは開設時間が長時間にわたるため、ローテーションでの勤務に必要な人数を含んでいますが、これに対して「在籍者数」がほとんどの年度で下回っています。(【表2-⑨】参照)
- ②支援員等の職務は非常に体力が必要な仕事であるうえに高度なスキルと根気が求められる一方、近隣自治体と比較して本市の賃金が低水準であることなどを理由に年度途中で退職者が発生しております。指定管理者からは、本市の留守家庭児童会に勤務して、支援員の認定資格研修を受講した後に退職し、本市より勤務条件の良い近隣市で再就職するといった人材の流出といえる事態が散見されるとの報告を受けています。(【表2-⑨】参照)

※支援員等(国の放課後児童クラブ運営指針から)

年齢や発達の状況が異なる子どもを同時にかつ継続的に育成支援を行う必要があること、安全面での管理が必要であること等から、支援の単位ごとに2人以上の支援員を置かなければならない。

ただし、そのうち1人は、補助員に代えることができる。

「支援員」…国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者(保育士の資格を有する者等)であって、都道府県知事が行う研修を修了したもの

「補助員」…支援員を補助する者

【表 2-⑨】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
必要な 支援員等の数	60	60	65	75	75	75	75	96
採用者数	21	23	24	15	24	18	19	16
退職者数	27	15	19	12	19	21	4	12
在籍者数 (勤務可能な人数)	62	59	65	62	68	69	70	97

### (3) 入会児童数等の推計

#### a. 入会児童数の推計（令和4年度から令和9年度まで）

- ①令和4年度及び令和5年度の「小学校在籍児童数」・「留守家庭児童会入会児童数」は、各年度の5月1日時点の実績を掲載しています。
- ②令和6年度から令和9年度までの「小学校在籍児童数」は、住民基本台帳の1歳児から5歳児の人数により推測した、本検討委員会の第5回会議の資料2「次第3. 将来の児童生徒数と学級数の推計について」の4ページに掲載している各小学校の児童数を採用しています。
- ③令和6年度から令和9年度までの「留守家庭児童会入会児童数」は、上記②の「小学校在籍児童数」に令和5年5月1日時点の「入会率24.4%」を乗じて算出しています。※小数点以下切り捨て（【表3-①】参照）

【表 3-①】

児童会名	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
	小学校 在籍児童数	留守家庭児童会入会児童数 (実績)	小学校 在籍児童数	留守家庭児童会入会児童数 (実績)	小学校 在籍児童数	留守家庭児童会入会児童数	小学校 在籍児童数	留守家庭児童会入会児童数	小学校 在籍児童数	留守家庭児童会入会児童数	小学校 在籍児童数	留守家庭児童会入会児童数
尾崎留守家庭児童会	262	36	233	41	234	57	236	57	234	57	226	55
西島取留守家庭児童会	134	47	124	53	112	27	113	27	106	25	92	22
下荘留守家庭児童会	298	78	304	77	281	68	262	63	255	62	235	57
東鳥取留守家庭児童会	471	94	435	99	400	97	381	92	341	83	325	79
舞留守家庭児童会	197	37	189	37	177	43	174	42	162	39	147	35
朝日留守家庭児童会	242	65	229	63	232	56	210	51	196	47	190	46
新上荘留守家庭児童会	329	76	326	76	316	77	315	76	295	71	269	65
桃の木台留守家庭児童会	371	82	372	94	332	81	302	73	275	67	236	57
合 計	2,304	515	2,212	540	2,084	506	1,993	481	1,864	451	1,720	416

#### b. 入会児童数の推移（令和10年度以降）

- ①令和10年度以降の「小学校在籍児童数」の推計は、本検討委員会の第5回会議の資料2「次第3. 将来の児童生徒数と学級数の推計について」の5ページから14ページに掲載している「(2) 令和10年度以降の児童数推計」に掲載している各小学校の児童数を採用しています。
  - 【推計1】1～5歳児の平均値を翌年以降も採用（減少率0%）
  - 【推計2】1～5歳児の平均値に学校別減少率×50%を考慮
  - 【推計3】1～5歳児の平均値に学校別減少率を考慮
- ②令和10年度以降の「留守家庭児童会入会児童数」は、上記②の「小学校在籍児童数」に令和5年5月1日時点の「入会率24.4%」を乗じて算出しています。
  - ※小数点以下切り捨て（【表3-②～④】参照）

【表 3-②】【推計 1】 1～5 歳児の平均値を翌年以降も採用（減少率 0%）

児童会名	令和9年度		令和14年度		令和19年度		令和22年度	
	小学校 在籍児童数	留守家庭児童 会入会児童数	小学校 在籍児童数	留守家庭児童 会入会児童数	小学校 在籍児童数	留守家庭児童 会入会児童数	小学校 在籍児童数	留守家庭児童 会入会児童数
尾崎留守家庭児童会	226	55	227	55	234	57	234	57
西鳥取留守家庭児童会	92	22	83	20	90	21	90	21
下荘留守家庭児童会	235	57	223	54	228	55	228	55
東鳥取留守家庭児童会	325	79	329	80	336	81	336	81
舞留守家庭児童会	147	35	140	34	156	38	156	38
朝日留守家庭児童会	190	46	191	46	198	48	198	48
新上荘留守家庭児童会	269	65	271	66	288	70	288	70
桃の木台留守家庭児童会	236	57	224	54	246	60	246	60
合 計	1,720	416	1,688	409	1,776	430	1,776	430

【表 3-③】【推計 2】 1～5 歳児の平均値に学校別減少率×50%を考慮

児童会名	令和9年度		令和14年度		令和19年度		令和22年度	
	小学校 在籍児童数	留守家庭児童 会入会児童数	小学校 在籍児童数	留守家庭児童 会入会児童数	小学校 在籍児童数	留守家庭児童 会入会児童数	小学校 在籍児童数	留守家庭児童 会入会児童数
尾崎留守家庭児童会	226	55	212	51	189	46	171	41
西鳥取留守家庭児童会	92	22	78	19	84	20	84	20
下荘留守家庭児童会	235	57	218	53	222	54	222	54
東鳥取留守家庭児童会	325	79	314	76	291	71	273	66
舞留守家庭児童会	147	35	128	31	138	33	138	33
朝日留守家庭児童会	190	46	176	42	163	39	162	39
新上荘留守家庭児童会	269	65	271	66	288	70	288	70
桃の木台留守家庭児童会	236	57	209	50	201	49	183	44
合 計	1,720	416	1,606	388	1,576	382	1,521	367

【表 3-④】【推計 3】 1～5 歳児の平均値に学校別減少率を考慮

児童会名	令和9年度		令和14年度		令和19年度		令和22年度	
	小学校 在籍児童数	留守家庭児童 会入会児童数	小学校 在籍児童数	留守家庭児童 会入会児童数	小学校 在籍児童数	留守家庭児童 会入会児童数	小学校 在籍児童数	留守家庭児童 会入会児童数
尾崎留守家庭児童会	226	55	198	48	165	40	147	35
西鳥取留守家庭児童会	92	22	68	16	51	12	48	11
下荘留守家庭児童会	235	57	208	50	183	44	165	40
東鳥取留守家庭児童会	325	79	299	72	246	60	216	52
舞留守家庭児童会	147	35	125	30	111	27	93	22
朝日留守家庭児童会	190	46	171	41	147	35	129	31
新上荘留守家庭児童会	269	65	256	62	243	59	225	54
桃の木台留守家庭児童会	236	57	200	48	189	46	171	41
合 計	1,720	416	1,525	367	1,335	323	1,194	286

#### (4) 主な意見等

- 留守家庭児童会は必要である。
- 本市の支援員が他市に流出するのを避けないといけない。
- 現在、留守家庭児童会の支援員の方から手厚い保育を受けている。退職等で支援員が頻繁に入れ替わらないよう、また、引続き、子どもたちが楽しんで保育を受けられるように処遇改善を望む。
- 働く親を支援するためには必要な制度である。
- 今後、更に共働き家庭が増えて必要となるので充実させていくべきである。
- 職員の待遇などを改善してよりよい人材を確保することが求められる。
- 本市はよく支援員を確保できていると思う。他市町では支援員の確保が課題になっているところもある。保育のスキルが必要な反面、勤務時間を含めると賃金が低く、どうしても近隣市と処遇を比較されてしまう。この処遇に関して、指定管理者に市として意見等を言えないのか。
- 人手不足がどこでも問題である。

## 6. 財政について

### (1) 本市の財政状況及び行財政構造改革

#### a. 令和3年度の決算概要

歳入（収入）は、215億4,705万円

（前年対比▲35億6,979万円）

歳出（支出）は、211億1,957万円

（前年対比▲35億7,026万円）

形式収支（歳入額－歳出額）は4億2,748万円の黒字となり、翌年度に繰り越す事業に使うための財源794万円を差し引いた「実質収支」は4億1,954万円の黒字で、令和4年度の歳入予算に繰越金として計上されます。

実質収支は、令和2年度に引き続き黒字となりましたが、新型コロナへの対応のための国による巨額の財政措置が、黒字の主な要因として働いた可能性が高いと考えています。

#### b. 今後の財政収支見通し

○普通会計中期財政シミュレーション（R4.9時点 単位：百万円）

		(R3決算)	(R4)	(R5)	(R6)	(R7)	(R8)	(R9)
		2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
歳入	一般財源	12,449	12,130	12,002	11,978	11,893	12,050	11,923
	市税	5,391	5,451	5,423	5,348	5,365	5,387	5,324
	地方交付税	5,561	5,232	5,133	5,121	5,080	5,111	5,151
	その他	1,497	1,447	1,447	1,510	1,449	1,553	1,449
	特定財源	8,671	8,408	6,625	6,807	5,876	5,839	5,866
	国支出金	5,316	5,203	2,745	2,692	2,632	2,627	2,619
	府支出金	1,638	1,603	1,493	1,485	1,538	1,507	1,542
	市債	297	206	905	983	300	300	300
	その他	1,419	1,396	1,483	1,647	1,406	1,406	1,405
	前年度繰越金	427	427	371	215	0	187	0
歳入合計	21,547	20,965	18,998	19,001	17,769	18,076	17,790	
歳出	義務的経費	10,935	10,998	9,377	9,536	9,318	9,536	9,308
	人件費	3,659	3,560	3,254	3,446	3,221	3,446	3,209
	扶助費	5,735	6,027	4,717	4,710	4,710	4,715	4,726
	公債費	1,542	1,411	1,407	1,380	1,387	1,376	1,373
	投資的経費	880	408	1,245	1,262	467	480	474
	繰出金	9,304	9,188	8,160	8,203	7,797	8,060	7,947
	繰出金	3,241	3,316	3,430	3,456	3,477	3,470	3,463
	国保	643	651	654	657	661	664	667
	下水	511	542	616	601	579	542	504
	その他	2,086	2,122	2,160	2,198	2,237	2,264	2,292
負担金	1,137	1,193	1,143	1,098	1,023	1,161	1,164	
その他	4,926	4,679	3,588	3,649	3,297	3,428	3,320	
前年度繰上充用金	0	0	0	0	0	0	0	
歳出合計	21,120	20,594	18,783	19,001	17,582	18,076	17,729	
実質収支	420	371	215	0	187	0	61	
実質単年度収支	320	162	30	▲169	187	▲197	61	



本中期財政シミュレーションは、令和3年度決算及び令和4年9月時点の見込み数値等に基づき、令和4年度から令和9年度までの6年間の決算見通しを推計しています。

行財政構造改革プラン改訂版に掲げる取組効果額の達成を前提とし、令和9年度までの間、実質収支が赤字となることはありませんが、定年延長に伴う定年退職者が発生する令和6年度及び令和8年度については、当該年度における収支不足が生じることから、財政調整基金を取り崩す見込みとなっています。

また、歳出のうち、投資的経費（網掛け部分）については、現時点で見込む事業費のみで推計しており、令和5年度、6年度に支出が増大しているのは、主に学校給食センター改修事業費を見込んでいます。

今後、持続可能な行財政運営を確立するためには、プラン改訂版に示す取組を着実に実行していくことが必要不可欠です。

### c. 行財政構造改革プラン改訂版の概要（教育施設関連部分抜粋）

現行の行財政構造改革の取組では、15年後に約83億円の収支不足が発生することから、令和3年2月に財政非常事態宣言を発出し、令和3年9月に行財政構造改革プラン改訂版を策定しました。

策定の方向性
<p>◆すべての公共施設（126施設）のあり方を示すプラン 将来人口規模等に見合った公共施設の施設総量の最適化に向け、公共施設の取扱い方針を策定</p>
取組の柱
<p>《今後の公共施設の取扱い》 ・施設の整理統合・廃止・移譲等に加え、未利用財産等の利活用や処分等について計画的に推進（継続使用…31施設、あり方検討…95施設）</p>
具体的な取組項目
<p>《小中学校のあり方の検討》 ・今後の児童・生徒数の状況、地理的条件及び地方交付税の算定基準等を踏まえ、今後、市が維持すべき学校数を検討します。</p>



<p>《本プランの取組実施後の効果額》 ・約100億円 ※今後15年間の実質収支が赤字になることなく、プラン最終年度のR18年度においても、約17億円の黒字を維持</p>
---

非常事態宣言の解除要件（3年連続で次の基準を2つ以上満たす場合）

- ・決算時に財政調整基金を取り崩さないこと
- ・財政調整基金が15億円（標準財政規模の10%+ $\alpha$ （災害対策等））以上
- ・経常収支比率が95%以下

## （2）建物別劣化状況結果に基づく学校別健全度と今後の維持・更新コスト

### a. 長寿命化個別計画の建物別劣化状況結果に基づく学校別健全度点数

学校施設の長寿命化計画の策定にあたり、各学校の建物単位で構造躯体の健全性や建物の築年数、構造躯体以外の劣化状況等を評価しています。

阪南市立小中学校の校舎及び屋内運動場の構造躯体については、耐震補強等を実施すること、耐震基準を満たしています。また、構造躯体以外の劣化状況等の建物単位の評価結果（第5回：資料3参照）を学校別で比較するための学校別健全度点数は次のとおりです。

この評価は、主に今後の維持・更新費用と時期を考えるためのもので、建物の築年数が大きなウェイトを占めています。

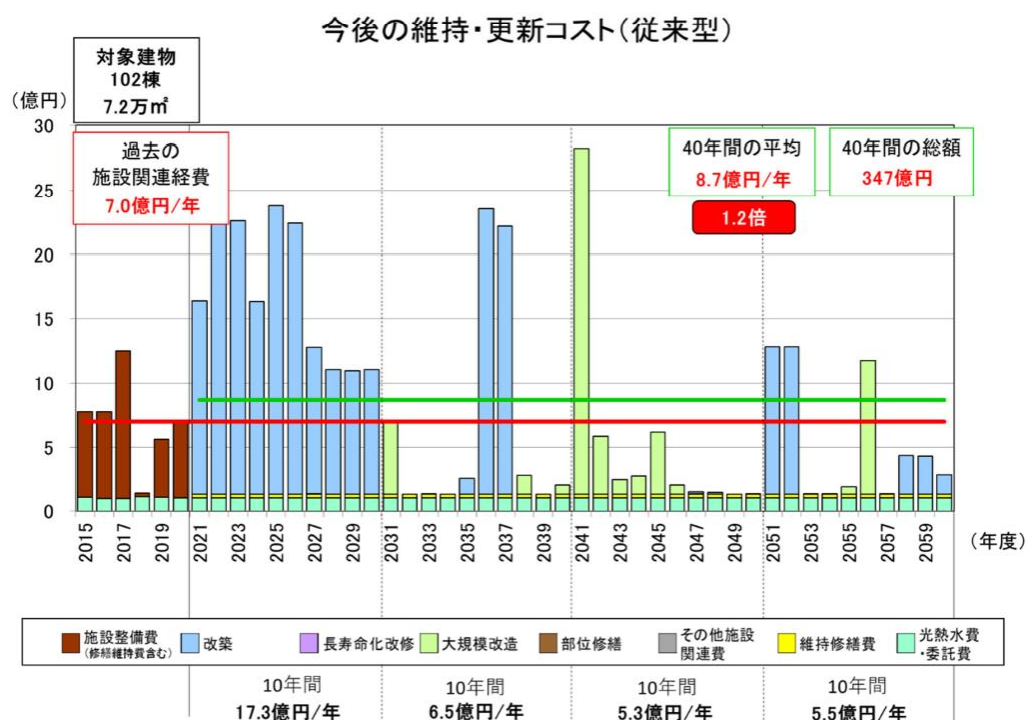
学校別健全度点数 = {(建物別床面積×建物別健全度点数) の合計} ÷ 学校の総床面積

長寿命化個別計画の建物別劣化状況結果に基づく学校別健全度点数

校名	築年数順位	大規模改修	学校別健全度点数
尾崎小学校	7	実施済	69
西鳥取小学校	12	実施済	41
下荘小学校	5	実施済	74
東鳥取小学校	11	長寿命化・増築	82
舞小学校	9	実施済	54
朝日小学校	8	実施済	70
上荘小学校	6	実施済	61
桃の木台小学校	2	未実施	69
鳥取中学校	1	改築・増築	84
貝掛中学校	9	実施済	62
鳥取東中学校	4	未実施	50
飯の峯中学校	2	未実施	69
平均			65

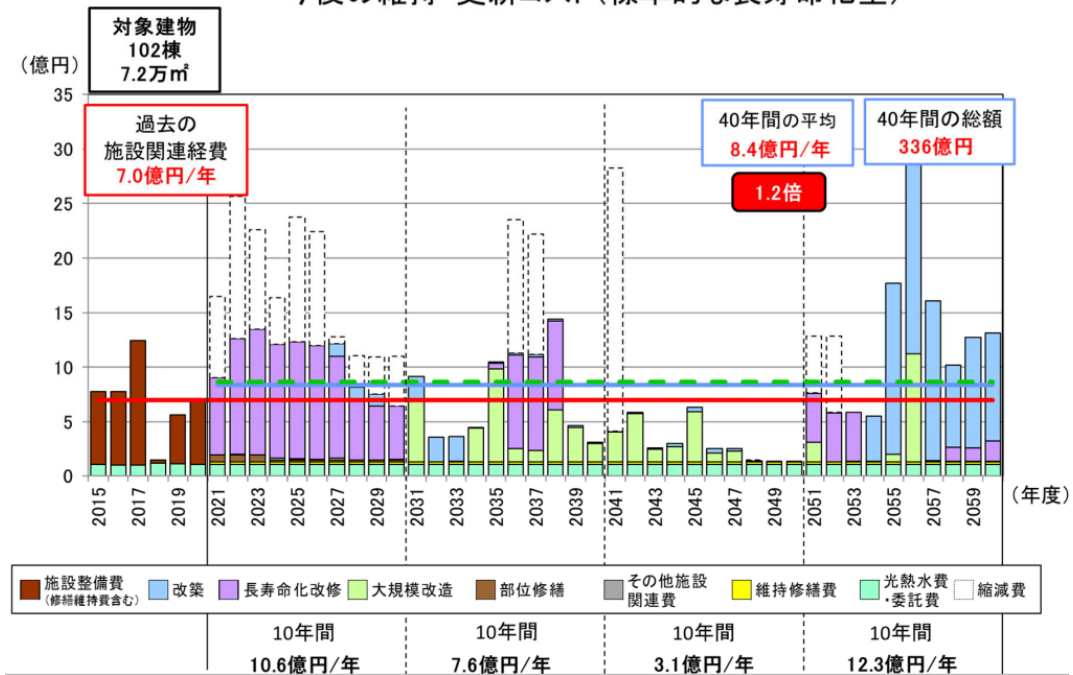
## b. 維持・更新コスト

築20年で大規模改造を行い、築40年で改築（建て替え）を行う従来型の更新サイクルを続けるとした場合の維持・更新コストを試算すると、約40年で建て替えを行う従来型の改修を続けた場合、今後40年間の維持・更新コストは347億円（年平均8.7億円）かかり、過去の施設関連経費（7.0億円/年）の約1.2倍となります。



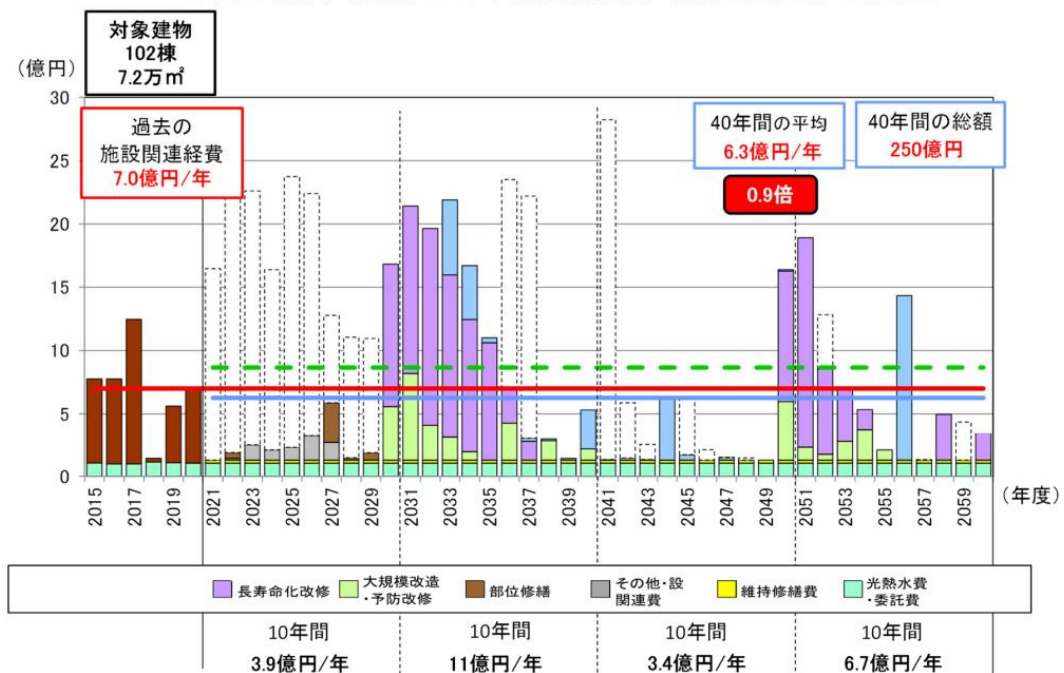
また、2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）に改築が集中し、直近10年間の施設関連経費は平均で17.3億円/年掛かるため、従来型の整備を継続することは困難な状況にあることから、長寿命化改修を実施し耐用年数を約80年にした場合、今後40年間の維持・更新コストは336億円（8.4億円/年）となり、従来型の場合の347億円（8.7億円/年）と比べてほとんど効果は見られません。

### 今後の維持・更新コスト(標準的な長寿命化型)



また、耐震改修工事と併せて大規模な改修を実施してきた経緯があり、概ね改修後10年を超えているものではなく、当面の長寿命化改修を先送りにするなどこれまでの屋上防水・外壁改修・トイレ改修等の大規模な改修履歴を考慮した長寿命化改修計画では、今後40年間の維持・更新コストは、250億円(6.3億円/年)かかり、標準的な長寿命化型のコスト(336億円(8.4億円/年)よりも、86億円(2.1億円/年)の削減となります。

### 今後の維持・更新コスト(改修履歴を考慮した長寿命化型)



### (3) 国の交付金と財産処分

学校の校舎や体育館を新たに建設する場合や改築、大規模な改修を実施する場合の国の補助金等については、学校環境改善交付金があります。

国庫補助を受けて学校施設を整備したにもかかわらず、学校教育以外の目的に使用する場合は、補助目的を達成できないことから、処分制限期間内に転用、貸与、譲渡、取壊し等を行う場合には、文部科学大臣の承認を受ける必要があります。この承認を得るための手続が財産処分手続です。

これは、補助目的の完全達成のため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）に基づき必要とされるものです。

特に補助事業完了後10年未満の場合や有償による貸与・譲渡の場合は国庫納付が必要となるケースがあることから留意する必要があります。

また、補助事業で購入した学校用地を有償で譲渡する場合、建物では補助事業完了後10年以上経過していれば基金積立てを条件に国庫納付が不要となる場合がありますが、用地の財産処分については、建物の場合とは異なり基金の積立てを条件に国庫納付が不要となるケースはありません。

学校用地を有償で貸与・譲渡する場合は、国庫補助を受けずに保有している当該学校又は関連学校（分離新設の母体校）の用地と換地<sup>※1</sup>することが可能な場合には国庫納付は不要となる場合がありますが、換地ができない場合は承認手続を行った上で国庫納付が必要となります。

#### 【有償による貸与・譲渡の場合】

国庫補助を受けずに保有している当該学校又は関連学校の用地と換地する場合<sup>※1</sup>は、承認手続は必要だが国庫納付は不要。

上記に該当しない場合は、承認手続を行った上で国庫納付が必要。

#### ※1 換地

換地を行うことができるのは、次のいずれかの場合です。

- ①財産処分を行おうとする学校に、国庫補助を受けずに保有している用地がある場合。
- ②財産処分を行おうとする学校の分離新設の母体校(児童生徒数の急増により、A校の規模が過大になったことから、これを分離しB校を新設した場合の、B校にとってのA校)に補助を受けずに保有している学校用地がある場合。

ただし、いずれの場合でも、換地が可能な面積が財産処分を行おうとする面積よりも少ない場合には、換地しきれなかった部分については、国庫納付が必要となります。

#### 【無償による転用・貸与・譲渡の場合】

補助事業完了後 10 年以上経過しているか市町村合併に基づいた無償の財産処分の場や地域再生計画の認定を受けた無償の財産処分の場合は、国庫納付は不要です。また、10 年未満であっても国庫補助を受けずに保有している当該学校又は関連学校(分離新設の母体校)の用地と換地する場合※1は、承認手続を行う必要はありますが国庫納付は不要です。

上記いずれにも該当しない場合は、承認手続を行った上で国庫納付が必要となります。

(財産処分手続ハンドブック\_令和4年3月\_用地編 P108 より)

#### (4) 主な意見等

- 本市の財政状況が厳しいということと、学校教育のあり方をどうするかということをつらねるようなことには疑問を感じる。財政状況が厳しいから、学校教育が縮小し質が低下するというふうを受け取ってしまう。
- 市の財政が破綻してしまえば全市民に関わることなので、財政状況を度外視した議論をするのは現実離れしている。それぞれの家庭の家計に置き換えてみても、当然のことだと思う。
- 市役所で色々と苦労し、取り組みされているということは重々理解するし敬意を表すが、我々の希望としては、例えば公共施設の床面積の削減についても、一律ではなく教育関係施設に手当てし、未来を担う子どもたちにお金をかけていただきたい。そうでないと明るい未来はないと思うので、ぜひ今後、一律削減というのは再考願いたい。
- 個人的な意見としては、統廃合ありきではないと考えている。
- 仮に統廃合した場合、教育のソフト面であったり、スクールバスであったり、教育の違うところに投資できて、できる限り教育の質を落とさないようなお金の使い方を、市全体としてできるのかどうかが見えてこない。
- 市役所の目標だけが達成され、その結果、子どもたちにしわ寄せがいつてしまうという、最悪のシナリオということにならないように、どこか

は痛みを負っても、どこかで改善や質が向上するようなことがなければ、皆様のご理解が得られないのではないかと。

- 限られたお金を何に使うかを吟味する必要がある。先生やICTを必要としているならそれに使うべきである。
- ふるさと納税を活用し、教育を目的とした事業を実施している自治体もあるようだが、本市の場合はどうか。
- 詳しい内容は、難しいので判断できない。この委員会ではもっとソフト面を重視して話し合いたい。

### Ⅲ. まとめ

本検討委員会では、第1タームの検討に引き続き令和5年5月に開催した第5回会議から令和5年11月に開催した第7回会議の3回に渡り、ハード面を中心に議論しました。

主な内容として、施設の老朽化等については、学校施設は児童生徒等の学習の場であると同時に生活の場であり、その安全性や快適な環境の確保が重要であることから特に安全確保に関わる整備は優先すべきであり、老朽化が進んでいる施設については、他校との統合も視野に入れていくことも必要である。

防災機能については、地域の方々にとっても、災害発生時には、地域の避難所としての役割を果たす多機能かつ重要な施設ではあるものの、やはり先ずは教育環境整備を優先すべきである。特に、避難所としての機能を強化できる体育館の空調設備は最優先で整備すべきであり、多機能トイレやトイレの洋式化の整備も必要である。

学校区域を仮に変更する場合は、学校を中心とした地域活動や地域との繋がりも重要であり、自治会区域や住民基本台帳における地区などを考慮し、統合等により小学校区が広がった場合の通学手段として、スクールバスの導入について財政的なことも含めて検討すべきである。また、保護者や児童生徒の選択肢として、学校選択制や指定外就学（市外は区域外就学）の条件の見直しによる保護者の申請に基づく就学校の変更などについても、課題解消の手法として検討する必要がある。

留守家庭児童会については、必要不可欠な施設であり、設置場所は小学校内を原則とし、小学校の学校数と同じとするべきである。

財政については、教育施設としての床面積の削減による効果額相当分は、他の用途への利活用、建物の除却、国庫金返納の有無に関わらず、教育環境整備（ソフト面・ハード面）に反映させるべきである。

以上が、第2タームにおける本検討委員会の主な意見を取りまとめたものです。引き続き、これらの意見等を踏まえ、第1タームにおけるソフト面の検討と併せて、第3タームの答申に向け、「これからの時代に即した阪南市がめざすべき教育のあり方」並びに「今後の児童生徒数の状況や地理的条件等を踏まえた阪南市がめざすべき教育にふさわしい学校数と配置」について検討してまいります。



## 参考資料

参考資料 1 阪南市立学校のあり方検討委員会条例

参考資料 2 阪南市立学校のあり方検討委員会条例施行規則

参考資料 3 阪南市立学校のあり方検討委員会委員名簿

参考資料 4 諮問

阪南市立学校のあり方検討委員会条例

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、阪南市立学校のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 検討委員会は、阪南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、市立学校のこれからの教育や新たな整理統合計画などの学校のあり方について協議し、答申するものとする。

(組織)

第 3 条 検討委員会は、委員 14 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 公共的団体の代表者
- (3) 阪南市立学校の代表者
- (4) 公募による市民
- (5) 市の職員

3 委員の任期は、諮問についての協議及び答申が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 検討委員会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、教育長が招集する。

2 検討委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出又は検討委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、検討委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年阪南町条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会評価委員会委員の項の次に次のように加える。

学校のあり方検討委員会委員	〃 6,500円	〃
---------------	----------	---

阪南市立学校のあり方検討委員会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、阪南市立学校のあり方検討委員会条例（令和3年阪南市条例第 号）第7条の規定に基づき、阪南市立学校のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項について定めるものとする。

(委員構成)

第2条 検討委員会の委員構成は、次によるものとする。

- (1) 学識経験のある者 3人以内
- (2) 公共的団体の代表者 3人以内
- (3) 阪南市立学校の代表者 2人以内
- (4) 公募による市民 3人以内
- (5) 市の職員 3人以内

(意見の聴取)

第3条 会長が必要と認めるときは、検討委員会の議事に関係のある行政機関の職員又は関係人の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 阪南市立学校のあり方検討委員会委員名簿

任 期 : 委 嘱 日 ~ 諮問についての協議及び答申が終了するまで

	氏 名	所 属 等	区 分
会 長	きたうら 北浦 <small>よねぞう</small> 米造	大阪芸術大学 初等芸術学部教育学科 特任教授	学識経験者
副会長	いけだ 池田 <small>たくと</small> 拓人	和歌山大学 学長補佐・教育学部教授	〃
委 員	もとやま 本山 <small>みつぎ</small> 貢	和歌山大学 学長	〃
委 員	ふるの 古野 <small>えつじ</small> 悦司	阪南市自治会連合会 (大西町自治会)	公共的団体の代表者
委 員	なかくぼ 仲窪 <small>まみこ</small> 麻美子	阪南市 P T A 協議会 中学校代表 (貝掛中学校)	〃
委 員	もちづき 望月 <small>みやこ</small> 美也子	阪南市 P T A 協議会 小学校代表 (桃の木台小学校)	〃
委 員	なかやま 中山 <small>こういち</small> 孝一	中学校 校長 (鳥取中学校)	阪南市立学校の代表者
委 員	はまい 濱井 <small>ひでひろ</small> 英洋	小学校 校長 (尾崎小学校)	〃
委 員	ししもと 四至本 <small>さとる</small> 悟	公募市民	公募による市民
委 員	やまもと 山本 <small>あきら</small> 彰	公募市民	〃
委 員	はらだ 原田 <small>ともこ</small> 知子	公募市民	〃
委 員	うおみ 魚見 <small>たけし</small> 岳史	総務部長	市職員
委 員	まつした 松下 <small>よしのぶ</small> 芳伸	未来創生部長	〃
委 員	い せ 伊瀬 <small>とおる</small> 徹	生涯学習部長	〃

(敬称略)

阪教総 6 4 1 号  
令和 4 年 3 月 2 4 日

阪南市立学校のあり方検討委員会  
会 長 様

阪南市教育委員会  
教育長 橋 本 眞



### 阪南市立学校のあり方検討について（諮問）

本市の小中学校については、より良い教育環境をめざし、平成 1 8 年 1 1 月に「阪南市立小中学校及び幼稚園の整理統合整備計画」を策定し、学校規模の適正化や施設改修などの教育環境の改善に取り組んできました。

小学校については、平成 2 9 年 4 月に東鳥取小学校と波太小学校の統合、中学校については令和 2 年 4 月に鳥取中学校と尾崎中学校の統合をもって、小中学校における計画の全てを完了したところです。

一方で、想定以上の少子化の進行により、すでに適正規模に満たない学校園があり、統合と合わせて行った施設改修についても、新耐震基準の建物を中心に老朽化対策が必要となっています。

また、社会全体が急速に変化するなか、子どもを取り巻く教育環境も大きく変化し、多くの教育課題が山積している状況にあります。

教育委員会としましても、一定規模の児童生徒集団を確保し、バランスのとれた教職員集団を配置するなど、これまでの取組を踏まえながら、本市の小中学校が抱える課題を整理したうえで、検討していく必要があります。

以上のことから、本市の新たな整理統合・整備計画のための今後の小中学校のあり方について、下記の事項を貴検討会に諮問いたします。

### 記

1. これからの時代に即した本市がめざすべき教育のあり方について
2. 今後の児童生徒数の状況、地理的条件および地方交付税の算定基準等を踏まえた本市がめざすべき教育にふさわしい学校数と配置について
3. 前号に掲げるもののほか、阪南市立学校の小中学校のあり方の検討を進めるため、重要と認める事項